

官報

号外

昭和四十年八月十一日

○第四十九回 参議院会議録追録(その一)

国連強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十年八月十一日

廣瀬 久忠

参議院議長 重宗 雄三殿

国連強化に関する質問主意書

椎名外相は第四十九回国会外交演説で、国連の強化を異常の熱意をもつて主張している。よつて国連の強化に関し、左の四点について政府の所見を聞きたい。

第一 日本国憲法(第九条及び関係前文)を改め、国際的平和維持について国連強化の国際的責任を、国民の納得のもとに円滑に遂行し得るようになすべきではないか。

現行憲法のもとでは、国際的連帯責任の遂行とみるべき海外派兵をも違憲なりとする議論が少なくない実情であるから、分担金は出すが兵は出さない、などと言うのでは国連強化の責任は果せない。

第二 アジアにおける諸国の平和の話し合いの場、すなわち、国連アジア本部のごときをわが国にもつべきではないか。

ニューヨークの国連本部、ジュネーブのバ

レ・デ・ナシオン、すなわち、平和の話し合いの場の存在自体がいかに戦争の防止、平和の維持に役立つたかは説明を要しない。わが国のアジアにおける国際的地位からみて、国連の名のもとに平和の話し合いの場を日本におくことは、国連強化の意味において当然の措置である。

第三 国連精神の普及徹底、国連政治の充実整備のため、国連国際大学をわが国にもつべきではないか。少なくともアジア諸国の有力な学生を収容し、相当年月の学習を進め、なお、大学の研究機関による国連政治の整備充実の研究を行ない、国連強化の根柢を養うべきである。

第四 アジア国連本部及び国連国際大学を設置する場所は、わが国のシンボルである富士とその五湖の地域がよいと信ずるが如何。

中央道の完成により富士と東京の間は、一時間の距離となる。
右質問する。

内閣参賛四九第一号

昭和四十年八月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員廣瀬久忠君提出国連強化に関する質問に対する答弁書

問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員廣瀬久忠君提出国連強化に関する質問に対する答弁書

質問に対する答弁書

1 国連におけるわが国の地位向上に伴い、わが国が国連の平和維持活動について単に財政的貢献を行なうに止まらず、人員の派遣を含む各種の貢献を行なうよう国連に要請される事態は十分に予想され、殊に、わが国が平和維持のための国連の主要機関たる安全保障理事会のメンバーに選出されることとなれば、わが国は国際の平和と安全の維持に、より大なる責務を有することとなるわけであり、この責務上、何らかの形で国連の平和維持活動に実質的に参加するよう要請される可能性がある。政府としては、予想されるこれらの要請に応じて憲法の許容する範囲内で、とりうる方策につき慎重に検討を行なつていくが、おたずねのように国連強化の責任を果たすために、憲法を改正しなければならぬとは考えていない。

2 現在、アジアには、エカフエ(国連アジア極東経済委員会)のごとき地域内経済問題を審議し調整するための機関はあるが、地域内政治問題について話し合いをするための国連の機関は存在しないので、政府としても、アジアにおける平和と安全に関する諸問題調整のための国連の機関を常設するとの構想は十分意義を認めている。

ただ、現在まで特定地域内の政治問題のみを取扱う国連の常設機関が国連本部(在ニューヨーク)外に設けられた例はなく、この事情からみても、前記構想にはその実現可能性の見地から問題なしとしない。

しかしながら、政府としては、アジアの平和と安全のために国連がより大きな役割を果たしうるよう適当な機構を設けることは必要と考えるので、まず、アジアに紛争事態が生じた際、その事実調査を遂行するピース・オブザヴェーション・ポスト(平和観察官制度)の設立のごとき構想の具体化に努力したいと思つてゐる。

3 国連国際大学の設立の構想は、かつて米国の一人により提唱されたことがあるが、右は財政上その他種々の理由により実施困難と見なされ、その代案を検討中の趣である。

政府は国連精神の普及徹底については、従来より、国連協会、エカフエ協会、ユネスコ協会等の各種民間機関の活動を援助するとともに、政府自身としても国連機関の行なう各種のセミナーをわが国に招致するなど努力してきているが、今後かかる途を通じ、国連の活動を十分内外に理解せしめるよう尽力する所存である。

4 アジア地域内諸国の政治問題調整のための国連機関及び国連国際大学の所在地選定については、かかる機関の設立が決定されるなど構想の具体化をまつて検討すべきものと考えられるので、現在の段階においては御意見として伺いくこととしたしたい。

〔第四号参照〕

審査報告書

昭和四十年年度一般会計補正予算(第1号)

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年八月十一日

予算委員長 平島 敏夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

昭和四十年年度一般会計補正予算(第1号)は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の出資額が、増額されることとなつたため、これに關し必要な経費を追加計上し、その財源として、日本銀行所有の金地金及び金貨の再評価差額に相当する金額の受入見込額と外国為替資金からの一般会計への受入額をもつて充てようとするものである。この補正により、一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも二百十五億三千五百万円を増加して、歳入歳出とも三兆六千七百九十六億一千五百万円となる。

右の措置は当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年八月十一日

商工委員長 豊田 雅孝

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における会社規模の拡大に対応して、会社の株式所有報告書の提出義務及び役員兼任の届出義務に關する現行規定を緩和し総資産五億円をこえる場合とするほか、公正

取引委員会の業務の重要性にかんがみ、地方支分部局として仙台地方事務所を設置するとともに、事務局の定員を十一名増加しようとするもので妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十年年度一般会計予算に五百二十五万六千円が計上されている。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年八月十一日

内閣委員長 柴田 榮

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宅地に關する行政の総合的かつ効率的な推進を図るため、計画局に宅地部を設置すること、本省の附属機関として建築審議会並びに中部地方建設局に用地部を設置すること、建設研修所を建設大学校に改めること等の措置を講じようとするものであり、その措置は妥当と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費は三十三万五千円であり、昭和四十年年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイル

ランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年八月十一日

外務委員長 寺尾 豊

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、日英間の経済的、文化的及び人的交流の活発化に伴い、領事關係が複雑かつ多岐にわたつてゐることにかんがみ、領事官の特権免除及び職務内容等につき取り決めたものである。

この条約の締結により、領事官の地位及び活動に条約上の保障を与えることは、相互に利益となると考えられるので、妥当な措置と認め

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

母子保健法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年八月十一日

社会労働委員長 小柳 勇

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健に關する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健の向上に關する措置を講ずるものであるが、衆議院において、母子保健事業の実施主体、費用、施行期日等について修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため必要な経費は五億二千万円で、昭和四十年年度一般会計予算内で処理される予定である。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年八月十一日

大蔵委員長 西田 信一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるのに伴い、出資額に關する規定を改めるとともに、その増額により必要となる財源を確保するための措置を講じようとするものであつて適当な措置と認め

一、費用

昭和四十年年度一般会計補正予算(第1号)に、二百十五億三千四百九十四万七千円が計上されている。

審査報告書(災害対策特別委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第十九号 岩手県の水害救済対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月九日

災害対策特別委員長 大倉 精一
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(法務委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第五六号、第六三三号、東京法務局文京出張所における商業登記事務取扱に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日

法務委員長 和泉 覚
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(文教委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一八号「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正に関する請願

第二六号 義務教育管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願

第二七号 小中学校事務職員設置わくの拡大に関する請願

第一一七号、第一一八号、第一一九号、第一二二二号、第一二三三三三三、第一五八号、第一五九号、第一六〇号、第一六一号、第一六二二二二、第一七七号 千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

第一二九号 新潟大学農学部畜産学科設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日

文教委員長 山下 春江
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(運輸委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一号、第七号、第九号、第一一〇号、第一三三三三三、第一四四四四四、第一五五五五五、第一六六六六六、第一七七八八八、第一九〇〇〇〇、第一九五五五五、第一九八八八八、第一〇〇〇〇〇〇、第一〇九九九、第一二〇〇〇〇、第一二二七号、第一三三三三三、第一七三三三三、第一七四四四四 小型船造船業の登録制度確立に関する請願

第八号 国鉄中央東線(諏訪辰野經由塩尻間)の複線早期着工に関する請願

第三三三三 磐越東線の輸送力増強に関する請願

第三四四四 磐越西線喜多方以西の電化促進に関する請願

第三五五五 国鉄会津線のジーゼル化等に関する請願

第三六六六 福島県相馬港の早期完成に関する請願

第四三三三、第七一七号 中央東線諏訪、塩尻間及び飯田線の国鉄整備による輸送力増強促進に関する請願

第四四四四、第七二二二 十八歳未満の一般勤労青少年に対する鉄道旅客運賃の割引に関する請願

第四五五五、第七三三三 神戸市場向け青果物輸送列車ダイヤの改善に関する請願

第四六六六、第七四四四、第一一四四四、第一四三三三 長野県飯山市、新潟県新井市を直結する国鉄新路線敷設促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 松平 勇雄
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(農林水産委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三〇〇〇 農業構造改善事業実施地域内電柱の移転料全額国庫負担に関する請願

第三二二二 へき地振興開発に関する請願

第四一〇〇、第六九九九 不順天候による農作物の被害対策樹立促進に関する請願

第五〇〇〇、第七七八八 果樹農業振興特別措置法の強化充実に関する請願

第五一〇〇、第七九九九 異常気象に対する米の生産奨励措置の確立に関する請願

第六二二二 異常気象等による農作物の被害対策樹立促進に関する請願

第一二二二 食糧自給政策、災害対策並びに昭和四十年産米価に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日

農林水産委員長 仲原 善一
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(商工委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八七七号 下請代金支払遅延等防止法の一部改正に関する請願

第一三〇〇 東西貿易の促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日
商工委員長 豊田 雅孝
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(通信委員会第1号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第五二二二、第一五三三三 東京都町田市町田郵便局舎増築に関する請願

第五三三三、第五四四四、第一〇七号 東京都八王子市八王子郵便局舎新築に関する請願

第九一〇〇、第九二二二 東京都立川市立川郵便局局舎新築に関する請願

第九三三三 東京都福生市福生郵便局局舎新築に関する請願

第一〇四四、第一〇五五、第一五四四 東京都武蔵野市武蔵野郵便局局舎新築に関する請願

昭和四十年八月十一日 参議院會議録追録(その二) 審査報告書(第四号参照)

第一〇六号 東京都日野市日野郵便局舎新築に関する請願

第一〇八号、第一五五号 東京都青梅市青梅郵便局舎新築に関する請願

第一五六号 東京都国分寺市国分寺郵便局舎新築に関する請願

第一五七号 東京都国立町国立郵便局舎新築に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日

通信委員長 田中 一

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一〇号、第六〇号 県道一宮大垣線にかかる濃尾大橋渡橋料金の減額改定に関する請願

第三七号 海岸浸食防止恒久対策の強化促進に関する請願

第三八号 東北高速自動車道の早期着工等に関する請願

第三九号 阿武隈川の一級河川指定に関する請願

第四七号、第七五号 地方行政水準の向上と地域格差是正のための建設公債発行に関する請願

第八八号 発電水利使用料の増額改定促進に関する請願

第八九号 発電水利使用料の下流増に関する請願

第八九号 発電水利使用料の下流増に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十日

建設委員長代理理事 小酒井義男

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(社会労働委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二号、第五八号 かぜ薬の配合基準に関する請願

第二八号 国民健康保険の財政措置に関する請願

第四九号、第七七号 新産業都市松本諏訪地区内に総合職業訓練所の設立誘致に関する請願

第五七号 福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願

第六四号、第八〇号、第九六号、第九九号、第一一六号、第一二六号、第一三三号、第一五二号、第一七〇号、第一七一号、第一七二号、第一七五号、第一七六号、第一七九号 戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給に関する請願

第九七号 遺族年金の支給等に関する請願

第一三五号 被爆者援護法制定等に関する請願

第一三六号 国民健康保険財政健全化に関する請願

第一三七号 戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給等に関する請願

第一六九号 療養業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

第一六九号 療養業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

第一六九号 療養業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

第一六九号 療養業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十一日

社会労働委員長 小柳 勇

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(産業公害対策特別委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二〇号 公害対策基本法制定促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十一日

産業公害対策特別委員長 紅露 みつ

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(地方行政委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第四号、第一七号、第一〇二号 旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給に関する請願

第二二号、第八一号 地方交付税率引上げに関する請願

第二二号 国の委託、委任事務費増額に関する請願

第八三号 たばこ消費税の税率引上げに関する請願

第一〇三号、第一二五号、第一四〇号、第一四一号、第一四二号、第一四六号、第一四七号、第一四八号、第一四九号、第一五〇号、第一五一号、第一六三号、第一六四号、第一六五号、第一七八号 大衆に関する料理飲食

第一六五号、第一七八号 大衆に関する料理飲食

第一六五号、第一七八号 大衆に関する料理飲食

等消費税減免に関する請願

第一六七号 市町村の退職年金等受給者の処遇改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十一日

地方行政委員長 天坊 裕彦

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(石炭施策特別委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一一三号 炭鉱災害の恒久施策に関する請願

願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十一日

石炭対策特別委員長 阿部 竹松

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第五号、第一二二号、第一三三三号、第一四四号 軍人恩給に関する請願

第四〇号 旧海軍文官に対し国庫返納を命ぜられた退職賞与金の改定支給に関する請願

第一〇一号 兵庫県佐用町、南光町等の寒冷地手当に関する請願

第一一〇号 旧軍人等に対する恩給処遇に関する請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

第一四五号 北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十一日

内閣委員長 柴田 栄
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八二号 たばこ専売法災害補償規定改正に

関する請願

第一三九号、第一六六号 福岡県田川郡地域

の葉たばこ耕作指定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十年八月十一日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する

調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

内閣委員長 柴田 栄
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、昭和四十年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理庁の基本方針に関する件について、増原行政管理庁長官及び政府委員から説明を聴取し、旧満鉄等職員期間の恩給における通算問題に関する件

について、白井総理府総務長官及び政府委員に、

外地引き揚げ公務員の退職手当の期間通算に関する件について、大蔵省及び自治省当局に、国家公務

員の給与に関する件及び看護職員の夜間勤務の問題に関する件について、佐藤人事院総裁及び政府

委員にそれぞれ質疑を行なう等調査を行なつた。

なお国の出先機関、公務員制度等の実情調査のため、石川福井の両県に委員を派遣した。

閉会中は主として資料の収集に努めたが、その

対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終るに至らなかつた。

調査報告書

国防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

内閣委員長 柴田 栄
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、青森県三沢射撃場における航空自衛隊機の誤射事件に関する件、太田大泉飛行場及び水戸射撃場の返還問題に関する件及び米軍の航空機事故に関する件について、政府委員に対し質疑を行ない、昭和四十年国防衛庁関係予算及び防衛施設庁関係予算に関する件について、小泉防衛庁長官及び政府委員から説明を聴き、質疑を行ない、また自衛官の募集に関する件について、政府委員に対し質疑を行なうとともに、重ねて太田大泉飛行場の返還問題に関する件について、小泉防衛庁長官及び政府委員に

対し質疑を行なう等調査を行なつた。

なお自衛隊の実情調査のため、石川福井の両県に委員を派遣した。

閉会中は主として資料の収集に努めたが、その

対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終るに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

地方行政委員長 天坊 裕彦
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、地方財政について、自治大臣及び関係政府当局から説明を求め、質疑等を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

なお、第四十八回国会における調査事項は、左記のとおりである。

記

一、昭和四十年自治省及び警察庁関係予算並びに提出予定法律案に関する件

二、昭和四十年地方財政計画に関する件

三、公立高等学校の授業料値上げ問題に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

外務委員長 小柳 牧衛
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、川島特使インドネシア訪問、交通事故に関する外交官特権

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

法務委員長 石井 桂
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、本件調査について第四十八回国会開会中、マレーシア大使館員による人権

侵犯事件に関する件、受刑者の刑の執行停止に関する件、司法書士の登記の取扱手続に関する件、

昭和四十年法務省関係予算及び裁判所関係予算に関する件、電話通信の秘密の侵害に関する件、

在日朝鮮人の法的地位に関する件、東京都議会の汚職事件等に関する件、会社更生法の運用に関する件、吹原産業事件等に関する件等について調査を行なつた。

第四十八回国会閉会後においては、適宜関係資料の収集、検討等を行なつたが、本調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

外務委員長 小柳 牧衛
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、川島特使

インドネシア訪問、交通事故に関する外交官特権

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

外務委員長 小柳 牧衛
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、川島特使

インドネシア訪問、交通事故に関する外交官特権

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

外務委員長 小柳 牧衛
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十年八月十一日 参議院會議録追録(その二) 調査報告書

問題、中共の核実験問題、ヴェトナム問題、日韓問題、日中問題等について、権名外務大臣の見解を質すとともに、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行ない、調査を行なつた。

ついで、閉会中においては、当面の外交上の諸問題について、主として資料の収集を行なつてきたのであるが、未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、当面する経済及び金融に関する諸問題等について、大蔵省、通商産業省、日本銀行に対し質疑を行なうほか、各種調査資料の収集等を行なつた。

次いで閉会中においても資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

文教委員長 山下 春江

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会及び同閉会中において、教育、文化及び学術に関する調査に關し、へき地勤務教員の待遇に関する件、所謂、限度政令の改正に関する件、無形文化財の保護に関する件、東京オリンピック記録映画に関する件、道徳教育に関する件、日本育英会及び学徒援護会の運営等に関する件等について文部省関係当局に対し質疑を行なつた。

なお、千九百六十七年ユニバーシアード大会の東京招致についての決議を行なつた。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、未だ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

社会労働委員長 小柳 勇
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第四十八回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として厚生行政の基本方針、昭和四十年度厚生省関係予算及び医療費問題等について政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

なお、閉会中、岡山県及び兵庫県に委員を派遣して地方における実情を調査した。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努

めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

社会労働委員長 小柳 勇
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第四十八回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として労働行政の基本方針、昭和四十年労働省関係予算、公社の当事者能力及び一般労働行政等の諸問題について政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

なお、閉会中、岡山県及び兵庫県に委員を派遣して地方における実情を調査した。

また、北炭夕張鉱業所及び日鉄鉱業伊王島鉱業所の爆発事故に關して、石炭対策特別委員会と連合審査会を開会するとともに委員を現地に派遣して調査を行なつた。さらに山野鉱業山野鉱業所の爆発事故に關しても、閉会中、委員を現地に派遣し調査を行なつた。なお、それぞれの事故について、労働省当局及び通産省当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

農林水産委員長 仲原 善一
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、「農林水産政策に関する調査」に關し、農林水産基本政策等に関する事項について政府当局から説明を聴取し、参考資料を収集する等調査を行なつた。

また同閉会中においては、なたねの基準価格に關する事項について政府当局から説明を聴取した。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

商工委員長 豊田 雅幸
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第四十八回国会及びこれに続く閉会中「産業貿易及び経済計画等に関する調査」に關し、主として左の事項について政府関

係者の出席を求め質疑を行ない、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたっているため、結論を得るに至らなかった。

調査項目

- 一、通商産業省及び経済企画庁の施策に関する件
- 一、公正取引委員会の業務概況に関する件
- 一、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の改正に関する件
- 委員派遣
- 一、産業事情と地域開発の実情調査(四国班)

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

運輸委員長 松平 勇雄
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中及び閉会中において、日本国有鉄道の運営に関する件、東海道新幹線の勤務体制に関する件、臨時行政調査会の意見書に関連する自動車運送業の免許制に関する件、LST乗員問題に関する件、ヘイムバード号火災事件に関する件及び全日空所属貨物機の遭難事故に関する件等運輸交通の諸般の問題について関係当局より説明を求め、質疑を行なうとともに資料の収集を行なつた。

なお、通勤輸送対策、鉄道事故防止対策及び航空・海難・路面交通事故防止対策に関する小委員

昭和四十年八月十一日 参議院会議録追録(その一)

調査報告書

会をそれぞれ設置した。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するにいたらなかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

通信委員長 田中 一
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、特に、特定郵便局内の暴力事件、郵政事業特別会計の赤字予算、放送関係法改正案の提出時期、郵政、電信電話職員の賃金問題、当事者能力、郵便局舎改善、郵便事業の近代化、電話盗聴器取付事件及び世界商業通信衛星の実用化問題等について質疑を行ない、また、委員派遣を行なつて地方の実情を調査するとともに資料を収集したが、本件は、その対象がきわめて広範多岐にわたっているため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

建設委員長 中村 順造
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中においては、昭和四十年年度の建設省関係の施策及び予算に関する件、首都圏整備委員会の施策及び予算に関する件、近畿圏整備本部の施策及び予算に関する件、北海道開発庁の施策及び予算に関する件及び東北地方開発計画に関する件について建設大臣及び関係政府当局の出席を求めて調査を行なつたほか、愛知県及び三重県に委員派遣を行ない中京圏における建設事業の実情調査を行なつた。

同閉会中においても、資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

予算委員長 平島 敏夫
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中、予算の執行状況に関する調査を行なうこととしていたが、開会中は、主として昭和四十年年度総予算の審査に

当つていたため、調査を行なうことができなかった。

また、閉会中は議員の改選期にあたり、かつ、本件を対象が広範多岐にわたること等のため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

災害対策特別委員長 大竹平八郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本特別委員会は、第四十八回国会中において、北海道、東北沿岸における高波の被害状況、伊豆大島の大火による被害状況について報告を聴取し質疑を行ない、その対策を調査した。又、昭和四十年年度防災関係予算及び災害復旧事業計画について、説明を聴取し質疑を行なつた。

閉会中においては、資料を収集整備する等調査に努めたが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するにいたらなかつた。

調査報告書

当面の石炭対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

石炭対策特別委員長 阿部 竹松
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第四十八回国会開会中産炭地教育の振興に関する決議を行なうとともに、日本炭礦高松鋳業所問題について、委員派遣、政府当局に対する質疑を行ない、さらに北海道炭鋳汽船株式会社夕張鋳業所、日鉄鋳業株式会社伊王島鋳業所の爆発事故については、社会労働委員会との連合審査会を開会し、委員派遣を行なつたほか、政府当局から資料の提出を求め、政府当局及び参考人に対し質疑を行なう等の諸調査を行なつた。

また、山野鋳業株式会社山野鋳業所の爆発事故についても、社会労働委員会との連合審査会を開会し、同開会中に委員派遣を行なう等鋭意調査を行なつたが、未だ当面の石炭対策に対する調査を終了することができなかった。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査

(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

科学技術振興対策特別委員長代理 理事 光村 甚助

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本特別委員会は、第四十八回国会開会中において、「科学技術振興対策樹立に関する調査」に関

し、科学技術庁長官より、科学技術振興のための基本施策についてその所信を聴取した。

また同開会中においては、資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

公職選挙法改正に関する特別委員長 白木義一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会開会中において、公職選挙法改正に関する調査につき、付託法律案の審査に関連して、公明選挙推進の基本方針に関する諸問題について質疑を行ない、また、閉会中においては、通常選挙執行後期間も短かつたので、鋭意資料の収集に努めたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業公害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年七月二十一日

産業公害対策特別委員長 紅露 みつ

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第四十八回国会及び同開会中においては本調査の一環として公害の発生と対策について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

また、京葉工業地帯と隅田川沿岸の中小企業工場地帯の視察を行なうとともに、参考人を招き公害の一般問題、諸外国における公害対策、公害と中小企業の関係等について意見を聴取し質疑を行なつた。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

昭和四十年八月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第四十七回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第四十七回国会参議院において採択された請願の処理経過

第四十七回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣において、これをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

記

内閣受理件数 処理案決定件数
第四十七回国会 一三六件 一三六件

件名	おもなる主管庁	請願に対する処理要領
旧軍人等に対する恩給に関する請願百四十件(第一・二・三・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・一一・四一・一五・一六・一七・一八・一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一五一・一五二・一五三・一五四・一六九・一七〇・一七五・一七六・一七八・一九一・一九二・一九三・二〇七・二〇八・二〇九・二一二・二一四・二一五・二一六・二二四・二二二)	総理府	一、恩給年額の増額については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)の制定公布により、その目的はおおむね達せられるものと考え。 二、旧軍人軍属として昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつた者の抑留期間については、その期間の一月につき一月の加算年に準ずる在職年の割増しを行なうことを内容とする恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)の制定公布により、その目的は達せられるものと考え。 三、旧軍人軍属としてソ連参戦後の満州等で戦務に服したものに對する加算については、戦務加算に準ずる在職年の割増しを行なう予定である。

五・二二六・二三八・二三九・
二四〇・二四一・二四三・二四
四・二四五・二四六・二四七・
二五五・二五七・二五八・二五
九・二六〇・二六一・二六二・
二六六・二七一・二七二・二七
六・二八四・二八五・二九三・
二九四・三〇四・三〇五・三〇
七・三〇八・三〇九・三二〇・
三二一・三二二・三三三・三三
六・三三九・三三〇・三三三・
三三四・三三五・三三七・三三
八・三四三・三四四・三四六・
三六七・三五八・三六六・三六
七・三六八・三七八・三七九・
三八〇・三八二・三八六・三八
七・四二六・四二七・四四〇・
四四一・四四二・四四九・四五
〇・四五三・五〇〇・五〇一・
五〇二・五〇三・五〇四・五三
三・五三四・五三五・五三六・
五三七・五三八・五四五・五四
六・五五三・五九二・五九三・
五九四・六一一・六一二・六三
六・七三一・七三二・七六一号)

旧軍人等に対する恩給の加算制
に關する請願(第七六〇号)

同

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、
老令長期在職者を重点的に考慮することとし
たため、若年の短期在職者を優遇すること
になり、また国家財政、国民感情の動向等に
かんがみ、困難と考える。

五、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百
四十三号により、旧軍人恩給再出発当時引き
下げられた仮定俸給を旧軍人恩給廃止前の仮
定俸給に合致するように引き上げ正をして
おり、これをさらに請願のように措置するこ
とは、慎重に検討すべき問題と考えられる。

六、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一
貫して、一階級一仮定俸給の建前をとり一般
士官であると特務士官であるとを問わず同一
に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、
戦前における旧軍人の秩序を、戦後において
変更するような措置をとることは、困難であ
ると考える。

七、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算年
は原則として文武官ともこれを認めないこと
とし既得権ないし既得の地位を尊重するとい
う限度で例外的にこれを認めることとしたも
の、それが恩給金額面にまで完全に反映す
ることをさけるという方針に変えたのである
から、これを要望のように緩和することは、
慎重な検討を要する問題であると考ええる。

八、旧軍人の未裁定の加算恩給の事務処理にあ
つて、現在、政府においては関係官庁相互
の密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大
限をあて、すみやかに裁定するよう鋭意努力
している。

一、加算制度が現在恩給体系においてすでに終
止符を打たれ、かつ、現になんらかの加算措
置がなされているものについて、これを一律
に請願のように措置することは、困難である
と思われる。

二、旧軍人または警察監獄職員以外の公務員
(以下「文官等」という。)の普通恩給年限は十

元南滿州鉄道株式会社職員であ
つた公務員等の恩給、共済問題
に關する請願二件(第六五一・
六七一号)

同

恩給(共済年金)の格差是正に關
する請願十二件(第三四・九九・
二二三・二二七・二九五・二九
六・三〇六・三二四・三三三・
五三三・七五九・八一二号)

同

七年としているのに対し、旧軍人または警察
監獄職員は十二年(准士官以上のものは十三
年)としているのは、これらの公務員の職務
が文官等の職務に比し精神的肉体的減耗の度
合いが著しいところからきているので、旧軍
人または警察監獄職員の普通恩給年限に達す
るまで文官等の在職年について十分の七に相
当する年月数をもつて計算することとしてい
るのであつて、これを要望のように措置する
ことは、恩給のたてまえをくずすことになり
不適当と考える。

一、二、および三、恩給法の一部を改正する法
律(昭和二十八年法律第五十五号)附則の規
定により外国政府職員または外国特殊法人職
員としての在職期間を恩給公務員期間に通算
する措置は、主として人事管理上の要請によ
り特例として認められたところであつて、こ
れをさらに請願のように優遇措置を講ずるこ
とは、困難と考える。

国家公務員共済組合法の長期給付に關する
施行法(昭和三十三年法律第二百九号)は、
従前の恩給制度と共済組合制度を統合したも
のであり、これらの制度において認められて
いなかったものについて通算措置を講ずるこ
とは、困難である。

四、恩給制度において認められる者が再就職し
た場合には、これとの均衡から通算措置を講
じているが、恩給制度において認められない
者については、これとの均衡等から最大限度
救済することとしているものであり、これを
御趣旨のとおり措置することは、他に波及す
るところ大であり、困難である。

恩給、年金の処遇については、従来から必要
に応じ、年金額の改定措置を講じてきているも
のである。この年額の改定の方法については、
請願のように現職公務員の給与に即応して改定
する方法もあろうかと思われるが、これにつ
いてはいろいろの問題がありその他の改定方法

元満州国等外国政府職員之恩給
問題に関する請願二件(第三〇・
一四九号)

同

等も考えられる。一方、他の年金制度に基づく年金との均衡等をも考慮する必要がある。以上のことからして、直ちに請願の趣旨により措置することは、困難であるが、今後とも検討することとしたい。

一、満州国官吏としての公務によつて死亡した者の遺族に公務扶助料を給することとする。これは、恩給法上の公務員でない者に恩給法を適用することとなり、適当な措置とは考えられない。

二、外国政府職員期間を恩給公務員期間に算入することとしたのは、恩給公務員に対する人事管理上の要請に基づく例外的措置であることにかんがみ、請願のようにより措置することは、恩給公務員でないことは勿論のこと、外国政府職員でもない期間をも恩給の基礎に職年に算入することになり、適当でないと考えられる。

三、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第四十二条の規定により外国政府職員期間の通算条件を従来のもより緩和したのは、終戦という特殊事態を考慮して措置したところであつて、このような特殊事態に關係なく、自己の便宜によつて進退を決した者についてまで請願のようにより措置することは、困難であると考えられる。

四、外国政府職員期間を恩給法上の公務員の在職年に通算しているのは、公務員の在職年のみでは普通恩給年限に達しないにもかかわらず、国の要請に基づいて外国政府職員となり、結果において普通恩給を受ける機会を失つた者を救済するという意味合いから、当該外国政府職員期間を通算することとしているのであつて、これを外国政府職員となる前の公務員の在職年のみですべて普通恩給年限に達し、恩給を受けながら外国政府職員として在職したものについてまで、要望のごとく措

恩給法の一部改正に関する請願
(第二四号)

同

恩給、年金受給者の処遇改善に
関する請願(第二六七号)

同

置するのは、困難であると考えられる。

五、外国政府職員を退職した後恩給公務員にならなかつた者の外国政府職員期間を恩給公務員の在職年に通算しているのは、再び恩給公務員になる前提のもとに行なわれた人事交流の円滑を図るといふ国の要請に応じた者で、再び恩給公務員となる機会を失した者の救済を図るためのものであつて、請願のようにより自己の責任において外国政府職員として再出発した者にまで及ぼすよう措置することは、困難であると考えられる。

六、法律第五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定により、外国政府職員期間を恩給公務員期間に通算することとしたのは恩給公務員を退職せざるを得ない年令層にありながら、年金恩給年限に達しない者の退職に際する人事管理上の要請により、特例として認められたところであつて、請願のようによりさらに優遇措置を講ずることは、困難であると考えられる。

七、外国政府職員期間についての昇給率については、その当時引き続き恩給公務員として在職していた者との均衡を考慮しなければならぬといふところであつて、請願のような率とすることとは、引き続き恩給公務員として同期間在職した者の恩給の基礎俸給よりも高額の俸給額を基礎とする場合が多い結果となり、不適当と考えられる。

請願の趣旨については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)の制定公布により、その目的は達せられるものと考えられる。

恩給、年金の処遇については、従来から必要に応じ年金額の改定措置を講じてきているものである。この年金額の改定の方法については、請願のように現職公務の給与に即応して自動的に改定する方法もあろうかとも思われるが、これについてはいろいろの問題がありその他の

特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願(第四四六号)

同

在外財産補償に関する国内法制定期実現に関する請願二件(第三三・三二九号)

同

改定方法等も考えられる。一方、他の年金制度に基づく年金との均衡等をも考慮する必要がある。

一、公職追放により退職した者が、その退職後、現実に職員として勤務しなかつた期間に對し退職手当を支給するということは、退職手当制度の性格上困難と考えられる。

なお、公職追放による退職者は、その退職の日以前の職員としての在職期間に對する退職手当は支給済である。

二、現実に全く公務員として在職しなかつたいわゆる追放中の期間を通算することは、困難であると考ええる。

三、物価ないし生活水準の上昇等の経済事情の変動に應じ、恩給扶助料の購買価値の低下を防ぐ趣旨で、恩給扶助料の年額を引き上げてゆくことは望ましいが、その程度、時期等は、その時々々の財政事情、国民感情の動向ともならみ合せ慎重な検討を要するものと考えられる。

四、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十一号)附則第九条の規定による特別措置は、いわゆる追放にならなければ、年金恩給等を受けられたであらうと思われるような者が、いわゆる追放解除になつた時には既に年令等の關係で再就職する機を失し、ために何ら年金を受けられず、また、年金を受ける見込みもないといった事情にあつた場合の特例であるので、これを請願のように措置することは、困難であると考ええる。

在外財産問題については、政府は、昭和三十二年引揚者給付金の支給等の措置を講じたところであるが、世上なお幾多の論議のあるところにかんがみ、昨年七月民間有識者を中心とする在外財政問題審議会を総理府に設置し、これに對して、「在外財産問題に對しなほ措置すべき方策の要否およびこれを要するとすればその処理

海外引揚者在外私有財産補償措置に関する請願(第一四〇号)

同

米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願四件(第六六〇・七三八・七三九・八二九号)

同

一般物価の値上げ反對及び独占價格の引下げに関する請願二件(第三二五・三一六号)

同

方針について貴会の意見を求める。」との諮問を行なつたので、同審議会の答申を得たうえで、慎重にこれを検討し、可及的すみやかに、広く国民の約得する解決を図りたいと考えている。右に同じ。

昭和三十一年度第一回買収時に、基地内農地は福岡市中心部または国鉄駅、幹線道路等との接近度、あるいは都市近郊の類似地域の開発状況から該地一帯の農地は当然住宅地としての発展性を予想し近傍における宅地化の目的をもつて売買された実例価格を基準とし、宅地扱いとして当該土地の価格を評価決定した。以降各年度における修正率を勘案して買収価格を決定している。しかしながら、昭和三十九年度においては基地周辺の地価はF一〇五ジェット機の横田基地への移駐、近傍地域の宅地化傾向の迅速化等の要因により高騰含みを示している実情であるので、評価の適正をより一層期するため福岡地方調達不動産審議会に諮問することとした。同審議会においては、民間専門家を中心とした小委員会を設け、現時点における適正な評価を検討した結果、坪当り六、八〇〇円の答申が出されたので、防衛施設庁はこの額をもつて関係者と折衝したが、同意を得られなかつた。

一、独占価格、公共料金の引き下げ要求については、私的独占、不当な取引制限および不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正、かつ、自由な競争を促進するため「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」があり、したがって同法を厳正適確に施行することが、すなわち請願の趣旨にそつものである。政府は常に同法の適正な運用に努めている。具体的には、今後とも違法な価格協定等の取り締まりを一層厳重に行なうと

ともに、生産性が向上しているにもかかわらず、実態調査を進め、その結果、違法な協定等の存在する場合には、独禁法によつて措置し、その他の場合には、競争条件整備のため、所要の措置を講ずるなど、独占価格を形成させないよう独禁法を強力に運用していく所存である。

公共料金については、政府は、昭和四十年一月二十二日閣議了解を行なつた「物価安定のための総合対策」に基づき、その値上げを抑制するものとする。

なお、合理的な経営によつても事業の収支状況が悪化し、据え置くことが困難と認められる料金については、経済関係関係懇談会に付議するものとする。

二、ラジオ聴取料の廃止、鉄道定期運賃の値上げを行なわないことの要求については、ラジオ受信料廃止は、放送料金体系の根幹に影響を与えるものであり、また、放送法の改正を要することもあるので、慎重に検討したい。

鉄道の定期運賃の値上げについては、現在の通勤通学混雑を緩和しおよび激増する輸送需要に対応するため、国鉄においては昭和四十年から昭和四十六年度に至る新長期計画を樹立し、また、私鉄各社においてもそれぞれ輸送力増強計画をたてて強力にこれを推進しており、これらの計画を達成するため運賃の値上げを必要とする時期に至れば、通勤・通学定期運賃もこれに伴つて値上げすることはやむを得ないものと考ええる。

なお、運賃の値上げとあわせて通勤・通学定期運賃の割引率は是正を行なうかどうかについては、元来定期運賃は社会政策的見地から相当高率の割引を行なつてゐるのが実情であり、この点については昭和三十一年八月の都市交通審議会の答申において「適正な割引率を検討することが必要である。」とされ、また、昭和三十九年政府に設けられた国鉄基

本問題懇談会の意見書の中でも「通勤定期運賃については、大幅の公共負担が課せられてゐる現状から、その割引率は是正すべきである。通勤定期運賃についても、通勤定期運賃と同様割引率は是正を行なうべきであるとの意見も多いが、運賃負担の実態を考慮し、割引率については、当面直ちに是正することには問題があるのですえ置くこともやむを得ない。しかし、目的外使用はこれを禁止すべきである。」としてゐるので、これらの点を考慮して目下検討をすすめている。

三、電力、水道料金の差別化撤廃要求については、電気料金は、契約種別ごとの原価にもとづいて公平に算定されることとなつており、一般消費向けの電気料金が、大口需要の料金に比較して高いのは、電灯需要が百ないし二百ボルトの低圧で電気の供給を受けるので、低圧変電、配電の経費がかかること、電力損失率が大きいこと、ピーク時間に集中して使用するので設備の利用率が低いこと等によるものであつて、不当な差別をしてゐるものではない。

水道料金は、水道事業を営む地方公共団体によつて決定されており、政策料金制の考えから大口需要と割安としてゐる都市もあるが、これはわが国の水道事業の発達過程における特殊事情等によるものであつて、今後ともこれを継続することが適当であるか否かについては、現在地方公営企業制度調査会で水道料金の体系等について審議している際でもあるので、その結論とあわせて十分検討したい。

四、間接税撤廃要求については、間接税は、本来個々の物品の消費に示される担税力に応じて課されるものであるから、物価対策の一環としての見地から間接税の軽減を行なうことは本来妥当でない。

なお、わが国の間接税は個別消費税体系を

物価値上げ反対等に関する請願
(第三二八号)

同

とつているところから、現在の物品に及ぼす影響は僅かであり、また、減税額は取引段階で吸収されて値上げ防止にはある程度役立つとしても、積極的な値下げの施策としては歳入減が多額の割には大きな効果を期待できない。

五、固定資産税の評価替の反対については、昭和三十九年度を期して行なわれた固定資産の評価替は、固定資産評価制度調査会の答申に基づいて実施されたもので、各資産間の評価の均衡を確保するとともに、市町村間の評価の不均衡を是正し、税負担の衡平を期することを目的としたものである。したがって、評価替に伴う税負担の変動については、第四十六回国会において所要の調整措置を法制化し、激変緩和の暫定措置を講じたところである。また、宅地、家屋等の税負担に変動があれば、地代家賃等に影響を及ぼすこととなるので、この点についても慎重に検討を加え、地代家賃統制令に所要の改正が加えられたことにより今回の評価替が地代、家賃の著しい値上げをもたらしているとは考えられない。

なお、固定資産税負担の恒久的なあり方については、今後十分検討する考えである。

六、消費者物価の値上がり抑制の要求については、昭和四十年一月二十二日「物価安定のための総合対策」を閣議了解し、総合的見地から関係行政機関の有機的連携と国民の協力のもとに、各種の対策を講じ、消費者物価の安定を図っている。

一、消費者米価の引き上げについては、近年、生産者米価は物価、賃金の上昇を反映して年々大幅な上昇をみ、消費者米価よりも高いという状態となつて、食糧管理制度の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるといった事情や、他方消費者家計もかなりの向上が見られ家計における米支出負担力はかなり改善をみているといった事情等にかんがみ、消費者家

計の安定をそこなわない範囲内で、消費者米価を昭和四十年一月一日から改定した。食糧管理制度については、今後ともその適正な運用を図っていききたい。

二、生活必需品価格騰貴の抑制については、昭和四十年一月二十二日「物価安定のための総合対策」を閣議了解し、生活必需品の供給を確保するため、野菜、畜産物、水産物等の生産および供給の安定のための諸施策を強化することとし、国内で供給の不足する物資については、適時輸入促進の措置を講じることとする。

三、鉄道運賃、電車、バス料金の引き上げ申請について中小私鉄、電車およびバスの各種運送事業には、人件費をはじめとする諸経費の値上りと数年来の公共料金抑制措置により、経営が極端に悪化して来ているものがあるので、運賃・料金を改訂して安定した事業の経営を確保する必要があるとあり、また、国鉄および大手私鉄については、激増する輸送需要に対処して輸送力の増強を図るための設備投資の必要性からも運賃・料金の改訂が必要となつてい。しかし、政府の物価安定対策として、公共料金はその値上げを極力抑制する方針であるので、運輸関係企業の合理化、近代化を一層推進するとともに、運賃・料金の値上げについてもケースバイケースで十分に検討して慎重に処理して行く方針である。

四、電気料金の引き上げの申請については、電気料金は適正な原価に適正な報酬を加えて算定することとなつており、能率的な経営によつてもなお事業収支が悪化しているものについては、ある程度の値上げはやむをえないと思われるが、電気料金の値上げが一般家庭や産業界に与える影響の大きいことにかんがみ、その処理については、個々の案件ごとに慎重に措置することとしている。

五、医療費の引き上げの申請については、医療

新産業都市建設事業促進に関する 同

費は、昭和三十六年以来据え置かれており、最近における人件費、物件費の上昇から医療機関の経営の安定を阻害している面があることにかんがみ、緊急に是正を行なうべきである旨の中央社会保険医療協議会の答申がすでに昭和三十九年四月に行なわれており、これをうけて、昭和四十年一月より引き上げが行なわれたが、この医療費改訂の影響が国民生活への過重な負担になることを防止する趣旨から、特に所得の低い層を多くかかえている国民健康保険については、その財政支出の増加に対応して国庫補助金をもつて、特別の措置を講ずる等の対策を同時に講じている。

六、入浴料金引き上げ申請については、公衆浴場の入浴料金は、現在物価統制令に基づき規制されているが、最近諸物価、賃金等の上昇に伴い、ある程度の値上げは止むを得ないとしても、今後これが国民生活への影響を最少限度にとどめるため強力な指導を行なうとともに、これら環境衛生関係営業の近代化合理化を推進するために必要な融資制度について検討したい。

七、中小企業や労働者のために大幅減税を行なうことの要求については、国民の租税負担の軽減は、政府はこれまでも十分意を用いてきており、特に中小所得者の負担軽減については、格段の努力を払ってきたところである。昭和四十年度の税制改正においても、最近における生計費の動向等を考慮して、特に中小所得者の所得税の負担を軽減するため基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除および専従者控除の引き上げを行なうこととしているほか、法人である中小企業の負担軽減を図るため、中小所得に対する法人税率の引き下げ、同族会社の留保所得課税についての控除限度額の引き上げを行なうこととするなど、できるだけ配慮をしている。

一、昭和三十九年十二月二十五日に、新産業都

る請願二件(第三二八・八二四号)

新産業都市建設に伴う国の財政措置に関する請願二件(第一三二・二〇三三)

同

岡山県笠岡市、井原地区の備後工業整備特別地域追加編入に関する請願(第八二七号)

同

後進地域開発促進に関する請願(第七八五号)

同

市建設基本計画を承認した。

二、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)を制定公布した。

新産業都市建設のために行なう公共事業に係る地方公共団体の負担については、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)を制定公布した。これにより、関係都道府県については、地方債原資を確保することとし、その利子支払額の一部を国が補給することとし、関係市町村については、一定の公共事業について、国庫負担割合を引き上げることとしている。

なお、新産業都市地区における地方公共団体の増加財政負担については、できる限り投資的経費を中心に、地方交付税の算定上考慮することとした。

昭和四十年三月十一日に岡山県笠岡市、井原市および後月郡芳井町を工業整備特別地域備後地区へ編入し、同月十二日付総理府告示第四号をもつて公示した。

一、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の制定公布によつて請願の趣旨は達せられた。

なお、山村振興に資するための基本調査は、昭和四十年年度において、行なうこととしている。

二、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第十五号)第三条の規定に基づき、関係行政機関の長および関係都道府県知事の意見をきいて、奥地等産業開発道路として、百三十路線を指定した。

具体的な整備計画についても現在検討中であるが、さきに閣議決定をみた奥地等産業開発道路整備計画(昭和四十年一月二十九日閣

議決定)により、昭和四十三年度までに総事業費百十億円を投下して、事業の進ちよくを図ることとしており、昭和四十年度の事業費としては、道路改良、橋梁整備および特殊改良を実施するため十六億円を予定している。

三、離島産業の振興については、今後も地域の实情に即した資源開発および産業振興に必要な漁港、林道、農地等の基盤整備を積極的に行なうことにより、産業構造の改善および生産性の向上が図られるように努め、また、離島航路の整備については、輸運省海運造船合理化審議会に離島航路部会を設置して、その改善対策について検討中であるが、特に島民の生活の安定、福祉の向上および産業の振興に対応した適切な措置を講ずるよう努めることとしたい。

財政援助の強化については、昭和三十九年度予算から隔遠地補正の措置が講ぜられているが、今後も離島の財政事情に応じた適切な措置を講ずるよう努力したい。

四、辺地に係る公共的施設の総合整備に関しては、昭和三十七年度以来辺地債枠三十五億円をもつて措置してきたところであるが、昭和四十年年度においても十五億円を予定して整備することとしている。

五、昭和四十年三月に、低開発地域工業開発促進法施行令の一部を改正する政令(昭和四十年政令第六十五号)により開発地区の指定の要件を改めるとともに、昭和四十年総理府告示第六号、第七号および第八号により開発地区として十一地区を指定し、三十三地区について区域変更を行なつた。

開発地区内の工業の開発については、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の減価償却の特例および不均一課税等に伴う措置の活用、製造の事業の用に供する施設の整備についての必要な資金の確保その他の援助ならびに工場用地、道路、港

仙台高等裁判所秋田支部の存置に関する請願二件(第七四二・八三〇号)

法務省

静岡保護観察所、静岡地方公安調査庁合同庁舎新営に関する請願(第二三三号)

同

保護司に対する実費弁償金増額等に関する請願二件(第七六二・八三三号)

同

湾施設等の整備の促進に努めること等により、促進することとしたい。

六、趣旨にそつて検討していきたい。

七、現在検討中である。

裁判所の支部に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているので、この請願の趣旨を最高裁判所に伝達して考慮を促すこととしたい。

できる限り近い将来において要望にそつよう努力したい。

保護司は、法務大臣の委嘱による非常勤の国家公務員であり、給与は受けないが、保護観察事件を担当したときは、その職務を行なうために要した費用の全部または一部について、実費弁償金を支給されることとなっている。したがつて、保護司に対する実費弁償金の単価増額については、現在、保護司に対する実費弁償金の単価は、担当の保護観察事件一件一月に付き四百円であるが、昭和四十年年度歳入予算案においてはこれを四百八十円に増額することとしているので、同案の成立をみるときは、これによつて保護司の行なう保護観察活動の充実を期待することができると考える。また、社会を明るくする運動のために保護司が負担している経費および全国保護司連盟経費の一部を国庫負担とすることについては、社会を明るくする運動は、法務省主催のもとに毎年七月中に行なわれる全国的な運動であつて、すべての国民の理解と協力のもとに犯罪のない明るい社会をきずくこととする趣旨のものであり、また、全国保護司連盟は都道府県単位に結成されている保護司会の連合体として更生保護事業の進展に資することを目的とする任意団体であるので、これらの運動ないし団体の目的・性格等を十分に検討したうえ慎重に処理することとしたい。

原水爆の禁止等に関する請願
(第二五号) 外務省

一、核兵器実験は核兵器の分野における軍備拡大競争の悪循環をひきおこし、国際緊張を高めるものであるから、わが国は、これが完全に停止されるべきであると考え、従来一貫して、関係国に対し、有効な国際管理の下にある環境における核兵器実験を停止する協定をすみやかに締結するよう訴えてきた。

かかる努力の成果の一つとして、千九百六十三年八月、米、英およびソ連の間に、「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」が締結され、わが国も、同条約は、地下実験を適用範囲から除外している点で十分ではあるが戦後の軍縮問題討議における最初の実質的成果であるという意味において画期的意義を有し、また、全面的核兵器実験禁止条約締結のため重要な第一歩になると考え、これに加入した。

政府としては、同条約を基礎に、関係国が地下を含むすべての環境における核兵器実験を完全に禁止する協定を締結すべきであると考へており、かかる考へを前記条約成立後も国連の内外において主張して来たが、今後ともかかる方針に基づいて努力を行なう所存である。

二、原爆被爆者については、昭和三十二年より、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」に基づき、その健康管理および医療の措置がとられてきているほか、病院その他の福祉施設の整備等を行なっているが昭和四十年年度においても、これらの措置をさらに充実する考へである。

政府金融機関の融資額の増大と貸出金利引下げに関する請願
(第二一号) 大蔵省

政府関係中小企業金融三機関の融資量については、毎年度その拡充を図つてきているが、昭和四十年年度予算においても、対昭和三十九年度二十パーセント増の貸し出し計画を予定している。また、政府関係中小企業金融三機関の貸出金利は、民間金融機関の中小企業向貸出金利を

中小法人の税率大幅引下げに関する請願(第五一一号)

同

企業組合に対する課税の適正化に関する請願十五件(第四五四・六〇六・六九〇・六九一・六九二・七四六・七四七・七四八・七五六・七六八・八一八・八一九・八二〇・八二一・八二二号)

同

一六
実質的にはかなり下廻つている状況であり、この際特に三機関の貸出金利を引き下げることとは考へていない。

本年度の税制改正においては、普通法人の法人税率を一パーセント引き下げるほか、特に中小法人に重点をおいて法人税の負担軽減を図るため、年所得三百万円以下の部分の所得に適用される軽減税率については、さらに一パーセントの引き下げを行ない、できるだけ請願の趣旨にそつよう努力している次第である。

一、企業組合は、協同組合の一種ではあるが、他の協同組合と異なり、独立した組合員のためにその事業の補助的業務を行なうものではなく、合名会社等と同じく、自己の固有の事業をもたない組合員が、協同して一個の独立した単独企業体を組織したものである。すなわち、企業組合は、独立した企業体として営利活動を行なう点で一般の営利法人と何等変わることはなく、税法上も、その経営の実態からみて特別法人として取り扱うことは適當でない。

二、企業組合は一般の営利会社に近い企業形態であるから、その剰余金は一般営利会社の利益を組合員に分配する従事分量配当は純然たる利益の配当である。したがつて、他の協同組合にみられる事業分量配当のようにいわば実費手数料の取り過ぎ分を組合員に還元する趣旨で行なわれるものとは性格が異なつており、企業組合の従事分量配当を損金扱いすることは適當でない。

三、企業組合は、その実態において一般の営利法人となら変わることはなく、現在留保所得の特別控除制度の対象とされている農業協同組合等の組織とその性格を異にするから、企業組合について留保所得の特別控除を認めるときは一般の営利法人についても認め

旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願五件
(第一七四・一九〇・二一一・三八三・四五七号)

同

国家公務員共済組合の管理運営の民主化と国庫負担の大幅引上げ等に関する請願三件 (第二八一・三五四・六六六号)

同

るべきこととなり適当でない。

四、昭和四十年度の税制改正において、企業組合の組合員については、給与所得以外の所得が五万円以下の場合には、一般の給与所得者の場合と同様に確定申告書の提出を要しないこととしたところである。

五、専務理事、常務理事等の役員は、本来もつばらその法人の経営に従事するものであるところから、税法は使用人兼務役員には該当しないこととしている。これは、会社における専務取締役、常務取締役等の役員も含めて、およそ法人の役員全体を通じての統一的な考え方であり、特に企業組合の役員についてのみ特別の取り扱いをすることは、その実態から考えてみても適当でない。

年金者の処遇については、従来から必要に応じ年金額の改定措置を講じてきているものであるが、この改定の方法については、請願のように現職公務員の給与引き上げに即応して自動的に改定する方法もあろうかとも思われるが、これについてはいろいろの問題があり、又他の制度に基づく年金者との均衡等をも考慮する必要がある。

以上のことからして、直ちに請願の趣旨のよう措置することは困難であるが、今後とも検討することとしたい。

一、連合会は、独立した法人である共済組合の連合体であり、その運営に関する最高機関である理事会、評議員会は、加入組合の代表者であることとともに組合の業務を日常総括的に処理する立場にある者をもつて構成されるのが本来の在り方である。理事会、評議員会の現在の構成はその意味において妥当なものと考へている。

二、国民皆年金という勢に反するので請願のとおり措置することは適当ではないと考へ

地震等災害保険制度確立に関する請願 (第二六号)

同

られる。

三、短期掛金を引き上げるのは医療費の上昇に伴うものであり、短期給付に要する費用の国の負担割合をふやすことについては現行制度が労使折半の負担割合の原則を建前としているのでこれを改めることは適当ではない。

四、共済組合の短期給付制度は健康保険の代行として行なわれているものであるから、ひとり共済組合のみ短期給付の内容を大幅に改善することはむしろ家族療養費を全額負担することは困難であると考ええる。なお、災害見舞金などを定額制にすることについては、今後の検討にまつこととしたい。

五、組合員に対する貸し付けについては、組合の資金繰りおよび組合員の弁済能力等を十分考慮のうえ、貸付規則を認めている。

貸付金利息を引き下げることにについては、貸付資金の大部分が長期給付に要する費用からの借入金によりまかなわれており、またその運営は独立採算の建前をとっているため、現行より引き下げることは困難と考えられる。

六、このことは運輸省共済組合の問題であるが、大蔵省としては当該組合を含めて各組合とも自主的、民主的に管理運営が行なわれているものと確信している。

保険業法の一部を改正する法律案に対する衆議院大蔵委員会の付帯決議 (昭和三十九年六月十九日付) の趣旨に添うよう、政府としてはわが国の実情に即した地震保険制度を確立するための具体的方策を保険審議会に諮問するとともに、本制度の実施を円滑ならしめるよう各方面にわたり準備作業を進めているところであるが、この問題に対する保険審議会の答申は四月二十三日に出されたので、この答申の結論に基づいて地震保険制度の確立を図る方針である。

昭和四十年年度税制改正に関する
請願(第一三四号) 同

- 一、(一) 昭和四十年年度の税制改正において、要望の趣旨にそつより改正を行なつた。
- (二) 輸出組合は、大企業もこれに加入することができるとなつてゐるので、中小企業者に特別の恩典を与えようとする中小企業海外市場開拓準備金制度の対象とすることは適當でない。
- 二、(一) 利子所得に対する課税については、本年度の税制改正において十パーセントの税率により源泉分離課税を二年間存続させることとしたところである。
- 配当所得については、昭和四十年年度の税制改正において、次のように改正したところである。
- (二) 株式証券投資信託の収益の分配に係る配当所得について、十パーセントの税率により源泉分離課税を二年間存続させる。
- (三) 以外の配当所得で、一銘柄につき一回に支払を受ける配当所得が年五十万円未満である配当所得(一銘柄につき、その株式等の発行会社の発行済株式等の総数の五パーセント以上の株式等を有する株主等が受ける配当所得を除く)について、十五パーセントの税率による源泉分離課税の選択制度を二年間認める。
- (四) 一銘柄につき年五十万円以下の配当所得については、確定申告書の提出を要しないこととするいわゆる確定申告不要制度を二年間認める。
- (五) 生命保険料控除の最高限度額については、昭和三十九年度の税制改正において引き上げが行なわれたところであり、昭和四十年年度の税制改正で再びその額を引き上げるべき特段の理由がみられない。
- 三、企業組合は協同組合の一種ではあるが、他の協同組合と異なり、個々の組合員の事業の補助的業務を行なうものではなく、完全に一

つの企業体として合名会社、有限会社等とその実体が変わらないので、税制上他の協同組合等と同一に取り扱ふことは適當でない。

四、住宅建設資金を課税所得から控除することは、住宅資金を供給し、産業資金を住宅資金にふり向ける効果はあるが、現在の宅地事情からみて需給のアンバランスをますます激化させ、その結果として地価の高騰を招き住宅建設促進の効果を期待することができないと考えられる。また住宅対策としては、確実に住宅を取得できる措置があつてこそその効果があるのであつて、住宅を取得しうる措置がないところに課税上の特典を与えても、その効果はないものと考えられる。

なお、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)においては、住宅の積立分譲のための積立金について、その利息相当額には所得税を課さないこととし、住宅建設促進の一助としてゐるところである。

五、(一) 相続税においては、基礎控除のあり方、税率のあり方、夫婦間における贈与税の課税のあり方、事業用資産および個人住宅の相続の問題等根本的に検討すべき点が多いので、これらの問題について、総合的見地から今後慎重に検討したいと考えてゐる。

(二) 死亡保険金の非課税限度額については、相続税法の一部を改正する法律(昭和四十年第四号)を制定公布し、要望のとおり百万円に引き上げた。

六、科学技術振興のためには、従来から試験研究費の支出時全額損金算入、開発研究用機械等の特別償却その他いくつかの特別措置を講じてゐるので、さらに、これに加えて試験研究準備金制度を創設することは、この準備金が性格的に利益留保の準備金であることから適當でない。

七、産業公害防止施設については、汚水処理用固定資産およびばい煙処理用固定資産の耐用

学校栄養士の設置に関する請願
(外十二件) (第三一・一三八・
一六六・一六七・一七七・一八
〇・二一〇・二三六・三〇一・
三一九・三三六号)

文部省

年数によることとなっており、通常の場合よりも耐用年数は短縮されている。
八、個人事業税の事業主控除は、零細中小企業者の税負担の軽減および事業主が事業に従事する場合における事業主の勤労所得(給与)相当分の控除等を考慮して定められているものであり、現状においては大幅にこの額を引き上げることは困難である。
なお、本年度の税制改正において事業主控除額を消費者物価の上昇割合および賃金の上昇割合等を勘案して二十四万円に引き上げたところである。

学校給食における栄養、衛生管理の徹底と給食内容の充実に向上を期するために、学校栄養士の設置を図ることは望ましいので、さしあたり、学校給食共同調理場における栄養士の給与費について、国庫でその一部を補助することとしている。
今後の学校栄養士に対する補助のあり方、学校栄養士の職制等については、目下、保健体育審議会に諮問中であるので、その答申をまつて、十分に検討したい。

日本学校安全会事務費全額国庫補助に関する請願(第二六四号)

同

昭和四十年年度において、事故防止事業を担当する普及室を普及課とし、職員八名を増員するとともに、事故防止のための経費である普及啓発費を大幅に増額した。また、事務費への繰入金によつてまかなわれている支部職員四十六人の人件費を全額国庫補助することとした。
なお、今後ともこの事故防止のための経費の増額および事務費全額国庫補助の実現について努力したい。

右に同じ。

日本学校安全会の災害防止活動経費全額国庫補助等に関する請願(第八〇一号)

同

公立文教施設整備促進に関する請願(第二二二号)

同

一、後進地域のみについて、特に負担率を引き上げることはいまのところ考えていない。

へき地教育振興に関する請願
(第三二八号)

同

なお、後進地域については、国の負担を行なう場合は具体的事情に即し特に優先的な配慮をしている。

二、昭和四十年年度予算において、鉄筋造等の構造比率を昭和三十九年度より五パーセント引き上げることとし、また、建築単価については、鉄筋造、鉄骨造を八・七パーセント、木造を五・三パーセント引き上げることとしている。

三、昭和四十年年度予算において、国庫負担対象事業量を昭和三十九年度より十パーセント増加することとしている。

四、昭和四十年年度予算において、国庫負担対象事業量を昭和三十九年度より十五パーセント増加することとしている。

五、校地取得費については、現在は地方債の対象として措置されている。

一、へき地教育振興法施行規則の改正の要否は、現在検討中であるが、積雪地の実態についても的確には把握するよう調査したい。

二、積雪状況は、へき地指定の基準点数算定の補正を行なう場合および付加点数として考慮されている。

なお、これを基準点数とすることがどうかについては、慎重に検討したい。

教材費については、従来も小規模校に有利に算定されていたが、昭和四十年年度においては、へき地等小規模校に有利に特配の措置を講ずることとしている。

三、寄宿舎制度の整備充実を行なうことにより、冬期分校を設けないで学習が円滑に行なわれるよう努力している。

なお、冬期分校については、特別交付税の測定単位とされている。

四、寄宿舎施設設備については、指導計画例を研究中である。

なお、寄宿舎施設整備費については、逐年

へき地小規模校を有する市町村 に対し教職員定数の標準及び給 与費等国庫負担に関する請願 (第二八八号)	同	その増加を図っているが、昭和四十年度は、 対前年度比四十五パーセント増を見込んでい る。また、国庫補助の対象も、中学校のみな らず小学校まで拡げることとしている。 なお、通年制の寄宿舎に冬期間収容される 児童生徒に対しては、居住費の補助を行なつ ており、また、冬期に開設される寄宿舎で も、準要保護児童生徒に対しては補助を行な っている。 五、基準坪数については、昭和三十九年度より 児童生徒一人当たりの基準坪数を、校舎につ いては、学級あたり基準坪数に改めるとも に約三十パーセント、四十パーセントの引き 上げを行なった。 建築単価については、昭和四十年より鉄 筋、鉄骨を八・七パーセント、木造五・三 パーセントの引き上げを行なうこととしてい る。 標準法の改正によつて、へき地小規模校の教 員定数も大幅に改善されたが、なお、へき地教 育振興の観点から将来検討したい。
小、中学校児童生徒の通学費国 庫助成に関する請願(第二七七 号)	同	昭和四十年から小学校四キロメートル、中 学校六キロメートル以上の通学距離を有する児 童・生徒に対し市町村が通学費を補助している 場合、国がその二分の一を補助することとして いる。
小、中学校における書写、書道 教育振興等に関する請願(第八 〇二号)	同	一、小学校における毛筆書写は、第四学年から 国語科において、毎週一時間履習することが できるようになつてゐる。 二、国語科の教育内容全般からみて困難であ る。将来の問題として検討したい。 三、教員養成のための教育課程の基準について は、目下教職員養成審議会で検討中である。 四、書写、書道に関する教師の指導力向上のた めの施策については、種々検討しているが、 さしあたり、昭和四十年において、中学校
義務教育における特殊学級の設 置運営に対する国庫補助金増額 に関する請願(外二件)(第一二 六・一九五号)	同	国語科書写講習会の開催、中学校教育課程研 究集会の全国共通問題に書写を取り上げる等 の措置を講ずる予定である。 補助金について、小学校精薄特殊学級につい ては、一学級当たり設備費十六万円では十分 と考えるので、当分の間増額の考えはない。た だし、中学校精薄特殊学級については、生徒の 卒業後の社会的自立を図るために、職業教育設 備を充実する必要がある。昭和四十年より 単価を増額し、一学級当たり三十万円とする こととしている。 なお、特殊学級の必置制については、精薄養 護学校、特殊学級の設置の状況を考慮し今後検 討していきたい。 島根農科大学の国立移管については、国立学 校設置法の一部を改正する法律(昭和四十年法 律第一五号)に基づき、昭和四十年から島根 大学に農学部を設置することとし、その所要経 費を昭和四十年予算に計上している。 右に同じ。
昭和四十年に島根農科大学の 国立移管に関する請願(第五〇 五号)	同	
県立島根農科大学の国立大学移 管に関する請願(第四六一号)	同	
奈良女子大学大学院理学研究科 (修士課程)設置に関する請願 (第一五七号)	同	奈良女子大学大学院理学研究科(修士課程)に ついては、昭和四十年から設置することと し、昭和四十年予算において、その所要経費 を計上している。
新潟大学に歯学部設置に関する 請願(第二八号)	同	新潟大学歯学部については、国立学校設置法 の一部を改正する法律(昭和四十年法律第十五 号)に基づき、昭和四十年から設置すること とし、その所要経費を昭和四十年予算に計上 している。
青少年の健全育成に関する請願 (第一〇〇号)	同	一、中学校に生徒指導主事(カウンセラー)を設 置することについては努力したい。 二、民間の青少年教育指導者の育成について は、国は、青少年団体指導者研修を実施する

学校視聴覚教育振興法制定に関する請願(第三〇二号)

同

とともに、県の青少年団体研修事業に助成を行なっており、今後も充実、拡大するよう努力したい。

なお、社会教育研修所を新たに設置し、民間の青少年指導者の育成も図りたいと考える。

三、少年教育の拠点として、少年教育施設は重要であり、昭和三十四年より毎年三カ所児童文化センターを設置してきたが、今後一層拡充強化していきたい。

なお、青年の家、オリンピック記念青少年総合センターの活用も図りたい。

四、子ども会の育成を図るため、現在子ども会に対し、その活動に必要な教材、教具、または設備を補助しているが今後新たに市町村が特別の委員を委嘱して子ども会等少年団体を具体的に指導していく事業を助成し、これらの委員の全国協議会を実施したいと考える。

五、家庭教育学級については、御趣旨のとおり努力したい。

一、視聴覚教育は、今日の教育を進めるうえできわめて必要なものであるが、請願の視聴覚教育振興法の制定については、なお、慎重に検討を要するものと考ええる。

二、視聴覚教育設備基準の設定については、現在検討中である。

なお、高等学校については、すでに昭和四十年年度予算に設備整備費三千万円を計上した。

三、教員養成については、全国の教員養成大学においてすでに視聴覚教育に関する講義を開設している。

四、視聴覚ライブラリーの設置に関しては、昭和三十九年度、昭和四十年年度予算にそれぞれ七百四十万円を計上し、これの充実を図っている。

高等学校視聴覚教材設備に関する請願(第三〇三号)

義務教育施設整備と通学対策強化に関する請願(第八〇三号)

同

同

請願の趣旨に沿って、昭和四十年年度予算に三千万円を計上した。

- 一、(一) 国庫負担率の引き上げについては、なお、今後検討したい。
- (二) 国庫負担実施率の引き上げについては、今後検討したい。
- (三) 建築単価については、昭和四十年年度予算において鉄筋造および鉄骨造については、八・七パーセント木造については、五・三パーセント引き上げることとしている。
- (四) 鉄筋造、鉄骨造の構造比率については、昭和四十年年度予算において五パーセント引き上げることとしている。
- (五) 校地取得費については、枠外債として主として公募債により措置を講ずることとしている。
- (六) 昭和四十年年度予算においては、国庫負担対象事業量を危険建物改築については、昭和三十九年度より十五パーセント増加とし、また統合学校建物については十パーセント増とすることとしている。
- (七) 屋内運動場の基準改定については、目下検討中である。
- (八) 小中学校建物の新増築に際して設けられる暖房設備を国庫補助対象とすることについては、研究したい。
- 二、(一) 昭和四十年年度予算において、小学校四キロメートル、中学校六キロメートル以上の通学距離の児童、生徒に対し、市町村が通学費を補助している場合、国がその一部を補助する施策が盛り込まれている。
- (二) 将来検討したい。
- (三) 人件費等の維持運営費の国庫補助については、困難である。
- (四) なお、維持運営費については、特別交付税の配分で措置されている。
- (五) スクールバス、ボートの維持運営費および

石炭鉱業の合理化に伴う学校教育対策に関する請願(第七八〇号)

同

び定期券等通学費の補助について特別交付税の配分基礎とされている。
(四) 努力したい。

産炭地域の特殊事情として、児童生徒が急激に減少することに伴い教職員定数の減少が激しいという問題があるが、これに対しては、児童生徒が急減しても教職員定数は急減しないよう定数算定上特別措置を講じている。この特別措置による余剰定員を産炭地域に配置することにより、学力の低下、非行の増加等に対処する教員の困難性を排除するとともに、教育水準の維持向上に資するよう指導していきたい。また、産炭地域の市町村財政は悪化しているので、教育に要する諸経費に係る国庫補助額の増額の措置を講ずるほか、地方負担額についても地方債の許可、特別交付税の算定等において特別の配慮をしており、今後とも同様の措置を講じていきたい。

衛生検査技師法の一部改正に関する請願(六件)(第八・五六・九〇・一三九・四六〇・七六七号)

厚生省

一、衛生検査技師の需給状況、業務の内容が広汎であること等からみて、直ちに業務制限の制度を採ることは、困難である。
二、衛生検査技師の行なう業務は、医師の行なう診断治療の行為と密接な関係があり、医師が概括的な指導を行なう必要がある。したがって現行どおりとすることが適当であると考ええる。
三、衛生検査技師の業務を行なうために必要な知識技能を修得するための教科内容、診療エックス線技師等の均衡等から、現在の修業年限が適当と考えているが、なお検討したい。
四、衛生検査技師免許は、都道府県知事がこれを行なっているものであるが、全国的に通用するものであり、これを厚生大臣が行なう必要性はないと考えられる。また、免許等の権限を下級行政庁から上級行政庁に引き上げる

北海道、東北地区に国立重度精神薄弱施設設置に関する請願(第一四号)

同

ことは、臨時行政調査会の答申の趣旨等からも適当でない。

国立精神薄弱児施設は、現在埼玉県下に一カ所設置され、全国の重度精神薄弱児を収容対象としており、収容定員は百二十五名である。今後の方向としては、国立施設の新設は当面行わず、現在の施設の収容定員を増加する方向で検討していきたい。また、昭和三十九年度より、国が財政的助成措置を講じて、地方公共団体が設置する精神薄弱児施設に重度精神薄弱児収容棟の附設を図っており、今後ともこの施策の推進に努めていきたい。

サリドマイド児救済に関する請願(第一五五号)

同

一、サリドマイド禍によるフオコモリー児に対する福祉については、児童福祉法による育成医療の給付および体不自由児施設入所の措置を行なうこととしており、機能回復が早期に見込まれるものにあつては、育成医療による入通院の措置を、機能訓練等比較的長期間にわたる療育を必要とするものにあつては、体不自由児施設入所の措置がとられることとなつている。

本給付については、当該児童の扶養義務者の世帯の所得に応じて、自己負担額が徴収されることとなつているが、医療保険各法および児童福祉法により実質的にその負担額が軽減されるよう考慮がなされている。

二、現在体不自由児施設は、全国に六十二カ所六千七百九名の定床があり、フオコモリー児もこの体不自由児施設に入所させて療育を行なうこととしており、さらに適切な療育が行なわれるよう、体不自由児施設の整備を図りたい。

三、フオコモリー児の発生を予防し、また既に生れた児に対しては、その手術的療法、補装具による機能訓練等を確保するため、厚生省医療研究助成費をもつて、昭和三十八年六月

保育予算増額確保に関する請願
(第二二二号)

同

より総合的な研究を開始した。すなわち、発生要因研究グループおよび治療関係研究グループにより、早期救命的治療をはじめりハビリテーション医学の研究等のフオコモリー兒に関する総合的な研究を推進している。

専門医の国際交流については、国立身体障害センターの義肢課長が昭和三十九年に北歐諸国へ出張し、義し等をもち帰っており、また、補装具部品も輸入している。

一、昭和四十年年度においても、現行どおり十分の八の負担率を確保している。

二、昭和三十九年度当初の給与ベースに比し、本俸を二十・九パーセント引き上げ、処遇の改善を図つたほか、従来二才児九人につき保母一人を配置していたのを、同八人につき一人と改善した。

三、給食費等の児童処遇費については、十二パーセントの増額を図つたところであるが、減価償却費については、現在のところ補助対象にする考えはない。

四、現在のところその考えはない。

五、現在のところその考えはない。

社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願(八件)(第七九二・七九三・七九四・七九五・七九六・七九七・七九八・七九九号)

同

一、施設における職員配置は、それぞれの最低基準等により定められているところであるが、保育所については、二才児九人につき保母一人であつたのを同八人につき一人に改善したほか、児童収容施設のうち職業指導を実施しているものに対しては、職業指導員の配置に要する費用の措置費を計上することにし、また、特別養護老人ホーム等については、夜勤手当の新設および小規模施設に対する夜勤職員の増員等に要する費用の計上を行なつたが、施設職員の増員については、今後さらに十分検討したい。

二、昭和四十年年度においては、本俸について、昭和三十九年度当初の単価に比し保育所について

保育所の措置費国庫負担率確保に関する請願(第八二六号)

同

国後島、択捉島、北千島及び樺太地域への墓参実現に関する請願(第二三三号)

同

日雇労働者健康保険打切り反対に関する請願(第五九号)

同

日雇労働者健康保険打切り反対に関する請願(四件)(第六〇)

同

ては二十・九パーセント、その他の施設については十三・三パーセントの引き上げを行なつた。

三、保育所、身体不自由児施設等の社会福祉施設の拡充整備については、昭和四十年年度においても引き続き施設の増設および老朽施設の改善について計画的かつ重点的に整備を行なうこととしている。また、建築費に対する国の補助率については、従来の実績、最近における建築費の値上り等を勘案して相当程度引き上げを行なうこととしているが、今後なお施設の整備について検討を加え、施設収容者はもとより施設職員についても快適な環境の整備に努めることとしている。

四、施設収容者の処遇については、国民の生活水準の向上等に伴つて飲食物料等の改善および教育関係費用等についても増額を図つたほか、新たに保健衛生費を計上し処遇の改善を図つた。また、保育料の軽減については、現在のところ考えていない。

昭和四十年年度においても、従前どおり十分の八の国庫負担率を確保した。

樺太、千島、クナシリ、エトロフの墓参については、従来からその実現について、ソ連側に申し入れを行なつてきたが、樺太については、昭和三十九年藤山愛一郎氏が訪ソした際のフルシチョフ・ソ連前首相との話合いにより昭和四十年内に墓参が実現できる見通しである。

なお、他の地域については、今後ともソ連側に対し、墓参の実現方を交渉したい。

日雇労働者健康保険の打切りは考えていない。

日雇労働者健康保険の廃止は考えていない。また、費用の負担、給付内容の改善および適用

願(第三二〇号)

国立福島療養所の充実強化に關する請願(第三三〇号)

同

後とも、さらに実情に沿うよう努力したい。

国立療養所の運営については、結核患者の実態と今後の推移ならびに結核対策に即応して適正に処理すべきものと考へているが、最近の結核医療技術の進展からすれば、高度な医療を行なつていくためには、相当程度の病床規模を有する施設であることが、より望ましいと考へられる面もあるので、これらの事情を十分考へるうへ検討したい。

日雇労働者健康保険存続に關する請願(第三二二号)

同

日雇労働者健康保険制度を廃止する構想は持つていない。

石炭産業関係健康保険組合の財政確立に關する請願(第三二三号)

同

石炭産業関係健康保険組合に対する財政援助については、保険給付費臨時補助金の配分に際し、とくに業界の特殊性を考へて他産業の健康保険組合より手厚い補助金の交付を行なつてゐる。また、法定準備金および別途積立金の処分ならびに予算の認可については、弾力性のあつた措置を講じてゐる。

保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願(第五二七号)

同

看護関係職員の確保対策は、現在の医療行政の焦眉の急務としてゐるところでもあるので、その確保対策の一環として労働条件の改善を図るため、勤務環境の整備および看護業務の合理化の促進とあわせて、病院における病状別による看護婦の配置その他看護体制のあり方についても検討するとともに、勤務の特殊性を考へした待遇改善等を積極的に推進することに一層努力したい。

保健婦、助産婦、看護婦法の改正については、医療制度調査会の答申等の趣旨に沿ひ、昨年来有識者の意見を聴取して、看護制度の全般的な問題に關し、慎重に検討中である。

診療報酬の引き上げについては、昭和四十年一月九日社会保険医療協議会の公益委員報告によつて緊急是正を行なつたが、今後も経済情勢

清掃事業の地方自治体直営に伴う業者への補償に關する請願(二十六件)(第七〇五・七〇六・七〇七・七〇八・七〇九・七一〇・七一一・七一二・七一三・七一四・七一五・七一六・七一七・七一八・七一九・七二〇・七二一・七二二・七二三・七二四・七二五・七二六・七二七・七二八・七二九・七三〇号)

同

の変動や医学医療の進歩に即応して診療報酬の改訂を適正に行なつて行く所存である。なお、社会保険は、その必要とする費用を被保険者および事業主が拠出する保険料収入をもつて賄うことを基本とするものであるから、国庫負担および事業主負担のみによつて医師の診療報酬を引き上げることが、社会保険の本質上好ましくないものとする。

健康保険、国民健康保険の保険料値上げに關しては、制度の維持、発展にとつて適正な保険料の賦課徴収は、社会保険の性質からいつても必要なものである。国庫負担の増大は医療保障の助長という観点から望ましいものであるが、支出を支える基本となるべきものでない。

日雇労働者健康保険制度の打ち切りについては、考へていない。

なお、失業保険制度は種々問題があるので、現在諸般の検討をすすめているが、離職者の生活にも影響する重大な問題でもあるので、慎重を期していききたい。

清掃事業は、市町村の責任において行なわれるべき事業であるが、現実にはその相当部分が民間の清掃業者に依存してゐるので、今後市町村が清掃事業をいわゆる直営に切り換へる場合においても、過去におけるこれら業者の実績を十分考へてその人員、設備機械等を当該市町村の清掃事業の体系の中で積極的に活用する措置をとるよう指導したい。また下水道の普及に伴ひ、し尿処理に關する清掃事業は漸次縮小されることになるが、ごみ処理に關する清掃事業は国民の生活水準の向上等に伴つて今後も拡張されることが予想されるので、し尿のくみ取り処理が下水道に切り換へられた場合においても、市町村がこの切換えによつて生じた余剰人員等をできる限りごみ処理作業に転用して、その活用を図る措置をとるよう指導したい。

昭和四十年八月十一日 参議院会議録追録(その一) 第四十七回国会において採択された請願の処理経過

重症心身障害者に関する請願 同
(第七四三号)

- 一、重症心身障害児のための特別立法等については、現在中央児童福祉審議会の中に心身障害児対策部会を設置して根本的な検討がなされているので、この結論をまつて、福祉の措置の万全を期してまいりたい。
- 二、重症心身障害児施設の増設については、福祉の体系の確立とあわせて考慮すべきであるが、現在全国八ブロックにおおむね三百床、平均計二千四百床の設置を目標としているが、昭和四十年年度においては、北海道および長崎県についてこれが設置の具体的計画を進めている。
- 三、重症心身障害児施設における児童の療育費については、医療費のほか重症心身障害児の療育の特殊性を考慮し、看護職員を増強に要する人件費および児童の日常諸費の加算に要する費用として重症児指導費が算定されており、昭和四十年年度においては入所児童一人一日当たり百七十円が支弁されている。しかしながら、施設職員の待遇改善に要する費用の加算等については、現状における職員の確保等の事情にかんがみ、いまだ十分とは思料され難いので、今後さらに充実を図つていきたい。
- 四、在宅の重症心身障害児に対する福祉については、施設収容等の福祉の措置とあわせて、中央児童福祉審議会において検討されているところである。現状においては、身体障害児登録管理事業の一環として行なわれている在宅障害児訪問指導の強化を図ることにより、適切な指導、相談等について一層の充実を図つていきたい。
- 五、一において言及したところであるが、これら児童の特殊性から、児童・成人を含めた福祉体系の一元化が必要と考えられるので、前記審議会の結論をまつて善処したい。
- 六、重症の心身障害児については、施設の整備拡充の問題とも見合つて検討していきたい。

社会福祉施設等に働く婦人の労働条件、職場環境改善に関する請願(三件)(第七六三・七六四・七九一号)

同

- 一、最近、特に有夫者の婦人労働者中に占める比率が高まっているので、労働省としては、働く婦人の母性保護の観点から、出産に関する調査を実施し、目下分析中であるが、産休代替制の検討については、なお、時日を要するものと思われる。
- 二、地方交付税における婦人に関係のある経費の算定に当たっては、法令または国の基準等に準じてこれを行なうこととしている。
- 三、社会福祉施設における職員配置はそれぞれの最低基準等により定められているところであるが、施設職員の労働条件の緩和を図るため施設職員の適正配置については、今後十分に検討したい。
- 施設職員の処遇については、昭和三十五年以降数次にわたり給与の改善を行なつてきたところであるが、昭和四十年年度においても国家公務員の俸給表に定められている額と同額の給与ができるよう改善するとともに夜勤手当の新設および小規模施設に対する夜勤職員の増員等の必要な改善を行なう所存である。
- 施設職員の処遇改善の一環として民間社会福祉施設に従事する職員のうち、住宅に困窮する者に低廉快適な住宅等を提供し、生活の安定を図り勤務能力の向上を図ることが必要と考えられるので、これが職員宿舎の建設等については、今後困窮の実態を把握して十分検討し、実現に努めることとした。
- 社会福祉施設の拡充整備については、昭和四十年年度には施設の増設および老朽施設の改善について計画的かつ重点的に整備を行なうこととしている。とくに病弱老人、重度身体障害者、精神障害者、精神薄弱者(児)、肢体不自由児、重症心身障害児等のための施設については、特に重点的に整備する方針であり、建築費に対する国の補助率については従来の実績、最近における建築費の値上り等を勘案して相当程度の引き上げを行なうこと

としているが、今後なお施設の設備整備について検討を加え、施設の収容者はもとより施設職員にとつても快適な環境の整備に努めることとしたい。

保護施設に対して出す施設措置費の増額に關して、生活保護法による保護の基準は、国民生活の実態に即応して改善を図つていきたい。なお、保育所の利用者の父兄負担の軽減については、現在のところ考えていない。

四、看護婦等の充足対策は、現在の医療行政における緊急課題であるので、これが対策として、勤務環境の整備、看護業務の合理化および勤務の特殊性を考慮した待遇等種々その対策を推進するとともに、他方看護婦等の養成が積極的に行なわれるよう養成施設の整備、看護婦等学生に対する修学資金貸費についての国庫補助金の増額、さらには養成所の運営についても国庫補助の途を開くなど、看護婦等の確保に一層努力したい。また、看護婦等の勤務については、特殊な勤務体系にあるが、看護婦等の充足対策とも関連して、処遇の改善に努めていきたい。

看護婦定数の増加は、基本的には看護婦不足を解消することが急務と考えているので、目下考慮していないが、現行の看護婦定数の確保は医療監視等の方法により指導という形でなつていく所存である。

保健婦の待遇については、その特殊性にかんがみ、今後とも一段と処遇の改善に努力したい。厚生省としては人口五千人に一人の保健婦を目標として需給につとめているが、現在の充足率は約七十二パーセントにすぎない。都市部五千名、農村部三千五百名設置のため今後とも学校養成所の増設、定員の増加等に対して努力したい。

五、学校給食に従事する調理員については、かねてから、学校給食の実情に即して、必要な定数の確保に努めるよう指導するとともに、

国民健康保険制度の根本的改善
に關する請願(第七八八号)

同

地方交付税の積算基礎においても実情に即して増員されるよう努めてきたところである。栄養士については、さしあたり学校給食共同調理場における者の給与費について国庫でその一部を補助し、その設置の促進を図つては、かねてから勤務の態様に応じ、その身分の安定を図るよう指導するとともに、PTA雇用者等についても、かねてからその解消に努めるよう指導しているところである。

労働条件の改善等についても、かねてから指導しているところであるが、今後ともさらに努力したい。

今後とも、給食調理従事員の不当な労働強化や首切りが行なわれないよう指導する。

昭和四十年度においては、年間七十万石の牛乳の使用を見込んでいたが、今後学校給食において国内産牛乳をできるだけすみやかに、かつ、広範囲に使用することを目途として、その計画的な供給の拡大を図りたい。

学校給食の完全な実施を図るための改善充実方策について、目下、保健体育審議会に諮問中であるので、その答申をまつて慎重に検討したい。

一、世帯員七割給付については、昭和三十九年度を初年度とする四箇年計画をもつて全国的に実施する予定である。また、給付改善に伴い増加する保険者負担分について、その四分の三を国庫補助することとしている。

二、療養給付費国庫負担金については、世帯員七割給付の全面的実施が達成される時期において、これを強化する方向で検討したい。

三、いわゆる医療費段階別標準保険料制度については、検討したい。

四、調整交付金制度の改正については、検討したい。

五、事務費国庫負担金については、毎年その増額を行なってきたが、今後とも、さらに実情に沿うよう努力したい。 六、直営診療所設備費、運営費および保健婦設置費に対する国庫補助金の増額については、検討したい。 七、医師および保健婦の確保対策については、検討したい。 八、国民健康保険の累積赤字を解消するための起債を認めることについては、検討したい。 九、昭和四十年一月に実施した医療費の緊急是正に伴い増加する保険者負担分のうち保険料相当分については、昭和三十九年度においては十二億円、昭和四十年度においては十五億円を国庫補助することとして、その負担の軽減を図っている。	同	国民健康保険事業に対する財政援助措置に関する請願(第八二五号)
五、昭和四十年年度予算に老人クラブ助成費補助金として二億四千万円(対象四万クラブ、前年度比一億二千万円増)、老人健康診査費補助金として一億一千五百万円(対象六十五才以上老人の二分の一、前年度比三千四百万円増)、老人家庭奉仕員費補助金として二千四百万円(五百七人分、前年度同額)を計上した。しかしながら、なお必ずしも十分とはいえないので、今後さらに予算の増加に努力するとともに、社会活動推進費補助金の予算要求についても努力したい。	同	昭和四十年度老人福祉予算獲得に関する請願(第八三二号)
開拓農家の安定化対策に関する請願(第五六号)	農林省	鮮魚出荷業者等の窮状打開に関する請願(第四二四号)
一、開拓地の道水路、飲料水、電気等環境の整備に必要な事業については、極力早期に完了させるよう事業を進めている。 なお、電気導入事業については、昭和四十年年度において補助率の改善を図って事業の促進を図っている。 二、開拓農振興対策事業については、昭和三十八年度から五箇年計画で、振興計画樹立を進めており、昭和四十年年度までに全国で約七十パーセント、北海道、東北六県で約七十パーセントの地域について計画の樹立を終る見込みであり、残りの地域についても、早期に計画の樹立を終らせる予定で事業の促進を図っている。 三、開拓農家の負債対策として、営農の振興を期しうる農家に対しては、延滞負債の支払方法の変更の措置を講じ、この措置によつても、なお、償還困難な開拓者に対しては昭和三十九年九月に「開拓者に対する自作農維持資金の融通の臨時特例に関する省令」を制定し、自作農維持資金による延滞負債の整理措置を講じており、また、営農の振興の見込みのない農家に対しては、関係金融機関の協力を得て、償還条件の緩和等の措置を講ずることとし、統一的に実施すべく指導を行なっている。	同	同
一、国の補助率は、地元負担能力の低い点を十分考慮し、各事業種目の収益性、公共性等に	同	沿岸漁業構造改善促進対策事業の完全実施に関する請願(第四

○九号

応じて十分の六から十分の三と定め、さらに都道府県の負担を次のとおりとしているため、地元の実質負担は、かなり軽減されている。

大型魚礁設置事業	国		県		地元	
	6	10	4	10		
漁場改良造成事業	1	2	1	3	1	6
養殖漁場造成事業						
養殖及び養蚕施設	4	10	3	10	3	10
漁船漁業近代化施設	3	10	2	10	5	10
設処理加工施設						
流通改善施設						

二、経営近代化促進対策事業および融資単独事業については、それぞれ事業期間を四年および五年と定め、事業計画を樹立して計画的に実施に移しているものであり、この計画が完了後においては、単に事業年次の延長に止らず、沿岸漁業等振興法の趣旨にそい、構造改善事業の効果をもさらに発展させ、沿岸漁業の振興を図るためにいかなる施策を採るべきかについて、今後十分検討する予定である。

三、対象事業種目でない事業の取扱については、地域の特徴および沿岸漁業構造改善の基本構想に即して必要度が高く、かつ、事業効果の顕著であると認められる事業は、取り上げることにしている。

なお、水産道路の建設については、昭和四十年以降農林漁業用揮発油税財源の身替わり事業として、漁港関連道整備事業が実施される予定である。

四、構造改善事業の基本計画においては、全体の施策の大綱を定め、個々の事業の内容については各年度の事業実施計画で確定することとしているため、事業種目の採択を全面的に都道府県知事に委任することは適当ではない。しかしながら、水産庁長官と協議して作

へき地農山漁村電気導入事業への補助金交付継続に関する請願（第一八号）

同

果樹共済制度確立促進に関する請願二件（第一三三・二〇二号）

同

農業共済保険予算に関する請願

同

成された実施計画に基づく事業内容の変更承認および実施基準の適用方法については、現地の実態に即応してできる限り緩和していきたい。

五、沿岸漁業近代化資金枠については、昭和四十年から一指定地域当たり平均二億四千四百万円に拡大されることとなり、資金需要に対応した低利資金の融通がほぼ可能となるものと考えられる。また、沿岸漁業整備促進資金の併用については、昭和四十年から沿岸漁業近代化資金の弾力的運用により近代化の方向に沿った沿岸漁船整備促進への融資を促進するよう検討中である。

六、沿岸漁業構造改善事業の円滑な推進を図るため、今後とも漁業協同組合の整備統合を促進し、事業、財務等に対する育成指導を強化することとしたい。

へき地農山漁村電気導入事業は、昭和三十四年度をテストケースにして昭和三十五年度を初年度とする昭和三十九年度までの五箇年計画で実施し、その後昭和四十年で完了することとした。しかし、昭和四十年で完了することとは、地元の実施受入、電力会社の実施体勢等からみて、困難であると思われるので、年次計画を更に一年延長して、昭和四十一年度までとしている。

果樹共済の制度化については、昭和三十五、三十六年度に果樹災害等調査を行ない、引き続き昭和三十八年度から三箇年計画で果樹共済試験調査の実施を進めている。他方、果樹および作物保険に関する学識経験者から意見をききつつ、果樹共済制度化の準備検討を進めているので、これらの検討結果をまつて要すれば所要の措置を講ずることとしたい。

一、昭和三十九年度予算補正について

(第二三三号)

(一) 農業共済団体職員への給与については、請願の趣旨に沿って国家公務員の給与改訂に準じ改訂補正を行なつた。

(二) 共済掛金国庫負担金については、引受実績の確定をまつて予算措置を講ずることとしているが、昭和三十九年度における交付金および再保険金の支払財源不足分については、一般会計から財源繰入れ等の予算補正を行ない措置した。

二、昭和四十年年度予算について

(一) 昭和四十年年度事務費国庫負担金の算定にあたり、農業共済団体職員への給与については、昭和三十九年度補正ベース予算単価を踏襲するほか、期末勤勉手当については連合会、組合等ともに二十四カ月の積算であつたのを一・二カ月加え、三・六カ月とした。

(二) 農作物共済の単位当たり共済金額については、水稻および陸稲につき、それぞれ五四円引き上げ、最低二十円最高八十円とした。蚕繭共済については、最高を一千円引き上げ、春蚕繭および夏秋蚕繭につきそれぞれ一万円および八千円とした。

(三) 家畜共済制度については、最近の畜産経営の実態に即応して制度の再検討を行なうため、昭和四十年年度においては従来の調査で欠けていると思われる調査を行なうほか、関係者による検討を行なうこととし、このため昭和四十年年度予算に百八十一万四千円を計上している。

(四) 果樹共済については、昭和三十八年度から行なつている試験調査を継続して実施するほか、関係者による制度化についての準備検討を行なうこととし、このため昭和四十年年度予算に七百二十万五千円を計上している。また、畑作物共済についても、昭和三十九年度に引き続き関係者による調査検討を行なうこととし、昭和四十年年度予算に

漁港の整備促進等に関する請願
(第二七三号)

同

七十九万八千円を計上している。
(五) 要望事項のうち、本年度予算までに結論を得なかつたものについても今後検討し、要すれば必要な措置を講ずる所存である。

一、漁港整備促進に関する件

(一) 漁港予算の増額による漁港整備の早期完成

漁港修築事業、漁港改修事業、漁港局部改良事業および海岸保全施設整備事業は、それぞれ漁港の整備および防災上重要な事業であるので鋭意その整備の促進に努めているところであるが、今後ともこれらの事業に必要な予算の確保とその効率的実施をはかることにより早期完成に努めたい。

なお、改修事業について法的措置を講ずべきかどうかについては、今後の問題として検討したい。

(二) 漁港関係事業の国庫補助率引き上げ

漁港修築事業の補助率については昭和四十年年度から国の助成に係る沿岸漁業の構造改善事業が行なわれている都府県における第一種または第二種漁港について、沿岸漁業の構造改善に資すると認められるものについて、当分の間当該費用に対する国の補助率を百分の五十(旧百分の四十)に引き上げることとし、漁港法および漁港法施行令の改正を行なつた。また、漁港改修事業についても、同様に補助率を引き上げることとした。

その他の漁港関係事業の補助率の引き上げについては、なお、今後とも検討したい。

(三) 特定第三種漁港に対する高率国庫負担および修築事業の国営施行

特定第三種漁港に対する高率国庫負担および修築事業に対する国庫負担率の引き上げについては、第四十三回国会で成立した

漁港法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十号)により負担率を改めたが、修築事業を国の直轄事業として施行すべきかどうかについては、今後検討したい。

(四) 漁港関係事業に対する地方起債の確保
漁港関係事業に対する地方債については、一般会計債の一般単独事業債の枠のなかで許可されているが、今後とも必要額を確保するように努めたい。

(五) 漁港機能施設整備の国庫補助による推進
現在、漁港法に基づく漁港機能施設のうち公共事業費による補助の対象となる施設は輸送施設、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)および漁業用無線施設に限られているが、これらの対象施設以外の機能施設を公共事業費による補助対象とすべきかどうかについては、今後の問題として検討したい。

(六) 漁港の災害復旧および災害関連事業の急速実施
漁港の災害復旧事業および災害関連事業については、従来早期完成をはかることを目途として鋭意努力してきたが、今後とも国の予算の許す範囲内でできる限り早期完成を期しうよう努めることとしたい。

(七) 漁港行政機構の内容の拡充
水産庁漁港部の内部機構については、今後とも整備合理化に努めることとしたい。昭和三十九年七月一日農林省設置法の一部を改正する法律の施行により農業土木試験場に水産土木部(漁港研究室を含む。)が新設され漁港技術研究の推進がはかれることとなった。また、地方団体の漁港担当部課の内部機構の強化については、漁港関係の事業および事務の量等との関係もあるので今後検討することとしたい。

二、漁港関係事業の適期着工措置に関する件
北海道、日本海等特殊な気象条件の地方に

寒冷地帯における農業構造改善事業の早期完了促進に関する請願(第一六号)

同

については、毎年度漁港関係事業の実施計画につき、あらかじめ打合せを行ない適期着工の措置をはかるよう努力している。

三、漁港整備期間の短縮に関する件

昭和三十八年度から実施されているいわゆる第三次漁港整備計画は、関係各省の密接な連絡のもとに他の地域開発計画との関係を考慮し、水産部内においても沿岸漁業構造改善事業の関係も考慮して策定したものであるが、これらの他の地域開発計画等にかかる整備漁港については、なお実施の段階においてもその漁港の存する都市村落の他産業の発展の状況ならびに漁業の現状と推移を考慮して、実情に即するより重点的効率的に事業の実施をはかることにより、できうる限り当該漁港の整備期間を短縮するよう努めることとしたい。

四、第一種漁港の航路標識施設の整備促進の件

航路標識については、航行の安全上必要と認められるが、目下利用範囲の広い航路標識の整備を重点的に進めているところであるので、整備計画の進捗よく状況を勘案して逐次整備する所存である。

一、農業構造改善事業における基準補助額の増額、補助率の引き上げ等については、すでに事業を実施した地域との均衡等の問題もあり困難な点が少なくないが、本対策に基づく事業の円滑な実施のために必要な措置について

農業構造改善事業促進対策の整備刷新に関する請願(第七八四号)

同

は、事業実施の推移等をも考慮のうえ、今後さらに検討を進めていきたい。
二、農業構造改善事業の計画の認定時期は、本対策の推進体制の整備等に伴い、毎年早期化しており、今後とも、この点にさらに努力したい。

一、基本的構造改善政策および関連施策の実施については、請願の趣旨を勘案して、さらに検討を進め充実に図っていきたい。

二、農業構造改善事業促進対策の整備については、請願の内容の一部は、昭和四十年年度においてすでに改善を図つたが、さらに、農業構造改善の趣旨、事業実施の経過、地域の実情等に徴して検討を加え、必要に応じ整備を図っていきたい。

同

昭和四十年年度農業構造改善予算確保に関する請願(第七八三号)

一、つなぎ資金、運転資金は、いずれも系統金融機関が担当すべき分野と考えられる。なお、補助金の適期交付ならびに農林漁業金融庫資金の交付にあつては、借入金の資金受入手続を早期におこなうこと、および公庫の貸付事務の迅速化を指導することにより、つなぎ資金を要するような事態の改善を進めたい。

二、現在、農林関係事業については、一般単独事業債のほか、災害復旧事業債、一般補助事業債により起債措置を認めており、現在のと

ころ「農山漁村振興事業債」を新設する必要はないと考える。

なお、起債枠については、極力増額を図るよう努力したい。

三、大型機械の導入等のため、必要ある場合には、事業実施期間を四年とすることを認めている。

四、昭和四十年年度から農業団体等の協力を得て、経営管理指導を実施することとしている。

五、従来から、高率の補助および長期低利資金の融通について、特段の配慮を加えている。労賃の値上り等に対する事業費の調整および農林漁業金融庫の貸付対象の拡大についても配慮を加えている。

六、農業改良資金から後継者育成資金を貸付けるほか、農村青少年に対する研修の充実等を図っている。

離農者に対する対策は、関係各省連絡を密にしつつ検討したい。

七、農地管理事業団法案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、食糧品総合小売市場管理会法案等を国会に提出する等鋭意その充実に努めているが、今後においてもさらに努力していきたい。

八、区画整理事業等の調査設計費に対して新たに助成することとしたが、今後ともさらに検討したい。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円

(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

所 行 大 蔵 省 印 刷 局
東京 都 港 区 赤坂 葵 町 二 番 地
電話 東京 五 八 一 四 四 二 (大)

官報

号外

昭和四十年八月十一日

○第四十九回 参議院會議録追録(その二)

件名	おもなる主管庁	請願に対する処理要領
農林漁業の革新的近代化に関する請願(第七八一号)	農林省	一、農業の構造改善事業については、昭和四十年年度に計画地域を五百(昭和三十九年度四百十三)、新規実施地域四百五十(昭和三十九年度三百十九)予定し、これに伴い予算を百六十億円(昭和三十九年度百三十六億円)に拡充強化した。 昭和四十年年度の事業実施にあたっては、引き続き高率の補助、地方交付税による財源措置、市町村に対する起債措置、長期低利資金の融通等を行なうほか、新たに調査設計費に対する助成、経営管理面の指導の強化等の措置を講ずることとした。 林業の構造改善事業については、昭和四十年年度に計画地域を百(昭和三十九年度九十二)、新規実施地域を九十二(昭和三十九年度〇)予定し、これに伴い予算を十億円(昭和三十九年度二千万円)に拡充強化した。 漁業の構造改善事業については、昭和四十年年度に漁業改良造成事業、大型魚礁設置事業を全国的に実施するとともに、経営近代化促進対策事業二十八地域(昭和三十九年度二十一)を予定し、これに伴い予算を二十一億円(昭和三十九年度十七億円)に拡充強化した。 二、農林漁業の生産基盤の整備については、その重要性にかんがみ、かねてから土地改良、開拓、干拓、林道の開設改良、漁港整備、漁場の改良造成等その推進に努めている。 なお、農用地について全額国庫負担により

土地改良を実施することは、農地が個人の財産であり、かつ本来それが個々の農業経営の利益を増進するものであることから問題があるが、農民負担が過重とならないよう従来から必要に応じ、補助率の引き上げ等助成の充実に努めている。

三、政府は、昭和三十七年に農業基本法に基づく「農産物の需要と生産の長期見通し」および森林法に基づく「林産物の需給等に関する長期見通し」を策定公表し、また昭和四十年一月に策定した「中期経済計画」において、昭和四十三年度における農林水産物の需給見通しを行ない、これに沿って生産の維持増強を図るための施策を講ずることとしている。

なお、農林水産物の価格の安定については、従来から多額の財政支出を行なつて、米・麦、畜産物等主要な農林水産物の価格安定のための施策を講ずるとともに、流通・加工の改善合理化についても、中央卸売市場の整備、野菜の集団産地の育成および出荷の計画化、水産物の貯蔵・加工施設の近代化等の諸施策を講じ遺憾なきを期している。

四、自立経営農家を育成するためには、農地の流動性を高めるとともに、農地移動を自立経営を志向する農家の経営規模の拡大に方向づけることが重要であるので、農地取得のあつせん、取得に必要な資金の貸し付け、農地の買い入れおよび売り渡し等の業務を行なう農地管理事業団を設置するため、第四十八回国会に法案を提出したが審議未了となつた。

なお、農業後継者対策としては、とくに農業後継者育成資金の大幅な拡充、各種研修施設の整備、民間団体の行なう研修教育事業に対する助成等の施策を推進することとしている。

五、農林漁業制度資金の融資枠については、昭和四十年年度において農林漁業金融公庫資金(以下「公庫資金」という。)一千二百四十億円

(昭和三十九年度一千七十七億円)、農業近代化資金七百億円(昭和三十九年度六百億円)に拡大することとしている。

公庫資金の貸付金利については、昭和三十八年度において構造改善事業に伴う融資等について引き下げを行ない、昭和三十九年度においては全般的な整理引き下げを行なった。農業近代化資金についても昭和三十七年度に個人施設を対象とするものについて一般的な金利引き下げを行なっている。

自立経営の育成を目的とする制度融資については、現行制度上直接これを目的とする資金はないが、公庫資金および農業近代化資金においても農林漁業経営構造改善資金融通制度を設けるなどの措置により、貸付限度額、貸付条件等の点で他の金融より、格段と有利になり、資金量も十分に用意されているので、自立経営の育成に寄与しうる制度となっている。また、協業の育成については、特別の貸付限度額(一千万円なお、公庫資金については四十年から三千万円に引き上げることとした。)を設けるなどの措置を講じている。

六、国有林野の活用については、従来から行なわれてきた地元住民の福祉の向上等のためのものに加えて、農業構造改善および林業構造改善のために積極的かつ適正に行なうこととし、すでにその方針等を示し、推進中である。

公有林野の管理改善については、経営計画の作成に関し指導援助を行なうとともに、その造林に対する国庫補助および農林漁業金融公庫からの融資を行なっている。

国有林野所在市町村交付金については、その算定の基礎となつている台帳価額が、地域によりこれと類似する固定資産の課税標準額と対比して著しく異なる場合もあるので、この場合においては、昭和三十九年度から台帳

価額と異なる価額を交付金算定標準額として交付金を交付することとしている。

林業基本法に基づく施策の具体化については、さしあたり昭和四十年度においては、林業総生産の増大および林業生産基盤の整備のための林道事業の拡充、林業構造改善事業の実施、林業労働従事者の就業の改善等のための対策、造林および治山事業の強化等に重点をおいて財政、金融および税制上の措置を拡充したが、引き続き林業基本法に示された施策の具体化に努めていきたい。

七、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)は制定公布した。また、山村、離島等の後進地域対策については、今後さらに施策の充実に努めていきたい。

八、農林漁業基本問題調査会の答申の趣旨に沿い、昭和三十八年八月沿岸漁業等振興法が制定され、同法に基づき沿岸漁業の振興を促進する沿岸漁業構造改善事業をはじめ関連施策を総合的に実施している。また、魚価安定対策の促進については、価格変動の激しい多獲性魚について、価格安定のための生産および出荷の調整が必要であるという見地から、漁業生産調整組合法および魚価安定基金法を制定するとともに、産地および消費地における冷蔵庫の建設ならびに冷凍魚の消費普及等を図ってきたが、昭和四十年度においてはこれらの施策のほか新たに農山村における水産物の流通改善および消費の拡大を図るため、農業協同組合に対して冷凍ショケースの設置について助成を行なうこととしている。

なお、現行の魚価安定基金制度については、臨時行政調査会の答申もあるので、その改善について検討を行なっている。

九、農林漁業開発のための道路網の整備については、一般の道路整備を推進するほか、奥地等産業開発道路整備臨時措置法に基づき昭和三十九年度から奥地等における主として農林

いか釣漁業の不漁対策推進に關する請願二件(第四一〇・四二八号)

同

漁業関係道路の整備に努めており、さらに農林業基盤整備として実施している農道および林道事業の拡充強化を図っている。また、昭和四十年年度において新たに、地域の農林漁業の振興を図る観点から農林漁業用揮発油税財源の身替り事業として、農道、林道および漁港関係道路の整備を推進することとしている。

土地利用計画の確立については、農業のみでなく、各種の産業施設、公共施設のための利用も含めて利用区分を設定することが必要であり、また、それには総合的な検討を要するものと思われる。当面首都圏整備計画、その他の地域的な市街地開発計画等が存する場合、関係省庁の協議により土地利用の計画について調整を行なっている。

市場法の改正については、昭和四十年年度において中央卸売市場と地方卸売市場との相互関係等について調査検討を行なうこととしているので、その結果をまつて、処理することとしたい。

農山漁村の環境整備については、前述の道路網の整備をはじめ住宅、社会教育施設、保健衛生施設、電気通信施設および電気導入事業の整備拡充等の施策を関係省庁の協力のもとに行なっている。

十、国および地方公共団体が、それぞれの施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備および行政運営の改善に努めるべきことは農業基本法にも明定されているところであり、この基本方針にしたがい町村の自主的な農林漁業行政の確立について、今後とも一層の努力をしていきたい。

一、天災融資法の適用について

現行の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法では、「天災による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失」を対象としており、漁業者の管理に

北海道、東北冷害対策強化に關

同

属する物につき損失が生じた場合に融資をしようとしているものであり、回游魚であるいかについて不漁であつたことをもつて、同法を適用することは困難である。

二、既存借入資金の償還期限の延長について
漁船建造資金等の借入金の償還延期その他の条件緩和措置については、昭和三十九年十二月五日付三十九水漁第七千七百十九号をもつて農林省農林経済局長、水産庁長官連名により、農林漁業金融公庫、農林中央金庫その他関係金融機関に対して、既貸付金の償還猶予貸付条件の緩和の措置について依頼した。

三、経営資金、事業資金の長期低利融資について

二、の措置と同時に、次期出漁に要する着業資金等の円滑な貸付けおよび漁協系統による越冬資金の融通についても、関係機関に依頼した。

四、失対事業の拡充と漁夫の就労あつせん
失業者については、今後とも職業紹介を強力に行ない、就労の場の確保につとめることとし、必要があれば、「中高年令失業者等に対する就職促進の措置」制度に基づき、その者の実状に即して、手当を支給しながら、公共職業訓練、職場適応訓練等を実施し、または就職促進指導官による特別の就職指導を行なう等の措置を講じていきたい。

五、事業税、所得税の減免、分納措置について
所得税、事業税は、所得に見合つて課税されるため、不漁による減収がある場合には、課税額は当然減少することになっている。なお、所得税については、国税庁長官から、いか、さんまの不漁に伴つて課税および徴収上適切な措置を講ずるよう関係国税局長に通知し、事業税については、自治省から関係県に同様趣旨の連絡を行なつた。

農林関係

する請願(第七八二号)

- 一、天災融資法の一部を改正する法律を昭和三十九年十二月二十四日に公布し、冷害等に係る天災融資法の貸付限度額を内地二十万円(旧十五万円)北海道三十五万円(旧二十万円)に、また、同改正法の附則で激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正し、これが適用を受ける場合には、内地二十五万円(旧二十万円)、北海道四十万円(旧二十五万円)にそれぞれ引き上げることとした。これに伴い適用政令の一部を改正する政令を昭和三十九年十二月二十八日に公布し、融資総枠については、百十三億円(改正前四十五億円)に増額した。
- 二、昭和三十九年十一月二十四日付で北海道に四十億円の融資枠を設定したが、さらに昭和三十九年十二月二十六日付で十五億円を増額し五十五億円とした。
- 三、再生産用種子購入費に対し、水稻については二分の一、畑作物種子については二分の一(開拓者は三分の一)の補助を行なうこととし、昭和四十年一月二十六日の閣議で二億九千七百六十九万三千円の支出が決定された。
- 四、水稻にかかわる農業共済金の支払については、昭和三十九年十二月二十三日付で六十億八千万円の政府再保険金を農業共済団体に支払い、農業共済団体はこれに基づき同月二十六日付で六十九億四千万円の共済金を農家に支払った。また、畑作物共済の制度化については、作付変動が多いこと損害評価に難点が多いなど保険技術に多くの難点が予想されるが、昭和三十九年度からは、二箇年計画の目標で過去数カ年の資料の整備と共済事業実施の可能性等の技術的要件を明らかにするため学識経験者(農業共済および畑作物に関する専門家)の意見を徴する等の具体的検討を進めているので、その結果をまつて慎重に対処したい。
- 五、被害農家の被害程度に応じ概算金の要返納

額を二年または三年の元本均等償還とし、これに伴う金利について利子補給を行なうこととしている。

六、北海道庁は、冷害による被害農家の現金収入確保のため、昭和三十九年十一月以降昭和四十年三月までに三万二千戸を対象として十七億五千三百万円の貸付収入を得させるための救農土木事業を実施した。

財政関係

一、地方公共団体は、天災融資法の発動が行なわれるような冷害、干害等の農作物災害に際し、応急措置として病虫害発生予防、種子対策および税の減免等の諸対策を講じなければならぬ場合があるので、当該農作物災害に対処するに要する経費の財源措置として、国の農作物被害調査統計資料に基づき当該地方公共団体の財政状況を勘案して特別交付税を交付している。

天災融資法により地方公共団体が利子補給または損失補償を行なつたときは、当該利子補給または損失補償にかかる地方負担額の一部を特別交付税の算定の基礎に算入した。

二、救農土木事業については、北海道の冷害対策に対し昭和三十九年度において道分、市町村分あわせて八億円の起債措置を行なつた。

三、市町村が実施する公共事業に対する起債措置は、現行制度上枠配分によつて行なわれる。枠配分の基準としている起債充当率を一般的に引き上げることができないが、個々の団体の起債の充当については、その財政事情を検討のうえ、必要に応じて適正な措置をとることとした。

四、冷害により国民健康保険の保険料税を負担することが困難となつた被保険者に対して市町村がとつた保険料税の減免措置については、昭和三十九年度において国がその減免額の十分の八を特別調整交付金として交付した。

鉱業企業の体質改善施策に関する
請願第八二八号

通商産業
省

五、冷害のための財政措置としては、国庫補助金の繰り上げ交付の措置を講じたが、長期低利資金の融資制度を新設することについては、当面考えていない。

一、重要鉱産物の滞貨買い上げ等の重要鉱産物需給価格安定機関の設立の必要性については、昭和三十七年五月の国会決議および同年十月の鉱業審議会中間答申にも指摘されており、政府においてもその内容方法等につき種々検討を行なってきたが、昭和三十八年中央以来鉱産物の市況は好調のうちに推移しており、買い上げを行なわなければならないような事態が生ずることは当面予想されないもので設立は一応見送り、鉱産物市況の推移を見ながら検討を続けていくこととしている。

なお、現在鉱産物の需給価格安定のための措置としては、主として関税面の措置を講じている。

二、新鉱床探鉱の促進のための税制措置としては、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十二号）において、いわゆる減耗控除制度を採用することとしている。この制度は、鉱石の売上金額の十五パーセントまたは採掘部門所得の五十パーセントのいずれか低い額を繰入限度とする「探鉱準備金制度」とその探鉱準備金を新鉱床探鉱に支出したときは免税とする「探鉱費の特別控除制度」の両制度から構成されている。

三、（一）新鉱床探査費補助金については、昭和三十八年度および昭和三十九年度ともに三億円であつたが、昭和四十年年度においては、これを四億円に増額することとしている。

（二）金属鉱物探鉱促進事業団の融資規模については、昭和三十八年度（初年度）十五億円、昭和三十九年度二十億円であつたが昭和四十年年度においては二十二億円とするこ

鉱業政策確立に関する請願（第二八九号）
同

とし、その増額を図っている。

（三）金属鉱物探鉱促進事業団の行なう精密地質構造調査（いわゆる自主探査）に対する補助金については、昭和三十九年度八千万円（総事業費一億三千三百万円）であつたが、昭和四十年年度においては一億二百万円に増額し、その充実に努めることとしている。

四、探鉱経費については、租税特別措置法の一部改正法において、探鉱準備金をもつている法人または個人が新鉱床探鉱に支出したときは、免税となるほか、新鉱床探鉱費は商法上「資源の開発」のための費用として繰延べ費用とすることができ旨の規定があることにかんがみ、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）においても同様の取り扱いをすることとした。

鉱業権の取得費用については、鉱業に関する特別税制措置との関連において、廃止することとした。

鉱業用設備機械の耐用年数については、昭和三十九年四月の大蔵省令において、その整理および短縮を行なつた。

鉱区税、鉱産税、固定資産税等については、現在その軽減につき種々検討を行なつて

昭和三十七年五月の国会決議および同年十月の鉱業審議会の中間答申に基づいて、自由化に対処する抜本的な鉱業政策について検討を加え、逐次その実施を図つてきている。今後ともこの基本的方向に沿つて鉱業政策の一層の充実を図つていく所存である。

昭和三十七年五月の国会決議および同年十月の鉱業審議会の中間答申に基づいて、現在まで実施した施策のうち主なものは次のとおりである。

一、探鉱の促進について

（一）地質調査所の行なう金属鉱床密集地域に

- おける広域調査(昭和三十八年度から実施)
- 昭和三十九年度 八千万円
- 昭和四十年年度 一億四百万円
- (二) 金属鉱物探鉱促進事業団による精密な地質構造の調査(昭和三十九年度から実施)
- 補助金
- 昭和三十九年度 八千万円
- 昭和四十年年度 一億二百万円
- (三) 金属鉱物探鉱促進事業団による大企業に対する探鉱費融資(昭和三十八年度から実施)
- 融資規模
- 昭和三十九年度 二十億円
- 昭和四十年年度 二十二億円
- (四) 中小企業に対する新鉱床探査費補助金の大幅な増額(昭和三十七年度から三億円に増加、昭和四十年年度四億円)
- (五) 探鉱用機械の割賦販売について、他の鉱山用機械とともに、機械賦払信用保険制度の対象に追加(昭和三十八年度以降)
- 二、価格の安定について
- (一) 関税面での措置(昭和三十八年度大改正)
- 銅、マンガン鉱等について関税割当制度の採用、鉛、亜鉛についてスライド関税の採用等
- (二) 「鉱産物需給価格安定機関」の設立については、鉱産物市況の推移をみながら検討を続けている。
- 三、鉱山、製錬所の合理化投資について
- 金属鉱業等安定臨時措置法に基づき、昭和四十二年度を目標とする合理化計画を策定し、この計画達成のために必要な鉱山、製錬所の合理化資金については、政府関係金融機関から融資を行なうこととしている。(閉鎖については、昭和三十八年度以降非鉄金属につき準特掲枠を設定)
- 四、中小鉱山の振興について
- (一) 新鉱床探査費補助金の大幅増額

国立東北工業開発試験所の早期設置に関する請願(第一九号)

同

- (一) 中小鉱山合理化指導の積極的実施
- 昭和三十九年度 四百万円
- 昭和四十年年度 四百八十万円
- (二) 中小企業近代化促進法の業種指定
- 昭和三十九年度 けい砂、耐火粘土 指定
- 昭和四十年年度 ろう石追加について検討中
- (三) 中小企業設備近代化資金の貸付の大幅増額
- 昭和三十七年 一億一千六百万円
- 昭和三十八年 一億四千百万円
- 五、海外鉱物資源の開発について
- 昭和三十七年九月、官民共同で海外鉱物資源開発(株)を設立し、(海外経済協力基金出資二億五千万円、鉱業二十二社出資二億五千万円)、これを中核体として海外資源開発体制の整備に努めているが、昭和三十九年十一月、十億円の増資を行なつて一層の強化を図ることとした。
- 六、税制上の優遇措置について
- (一) 昭和四十年年度からいわゆる「減耗控除制度」を採用することとし、探鉱準備金と探鉱費の特別控除の両制度を創設した。
- (二) 従来特別措置として認められていた新鉱床探鉱費の特別償却について、これを商法の開発費の取り扱いとし、同様に、税制上も繰り延べ費用とすることとした。
- 七、雇用の安定について
- 昭和三十八年四月以降二年間の時限措置として、金属鉱業からの離職者に対し炭坑離職者に準ずる特別措置を講じてきた。
- 昭和四十年年度においては、国立東北工業開発試験所の設置は行なわれないが、東北地方の産業の発展に資するため、現存の工業技術院産業工芸試験所東北支所の試験研究設備・施設を拡充し、その機能を強化すべく、昭和四十年年度予算

中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願(第二十七号)

同

中小企業近代化資金助成法の国庫負担率引上げに関する請願二件(第一三〇・一九九号)

同

電気工事業法制定に関する請願(第二六九号)

同

産炭地振興対策の強化に関する請願(第七八七号)

同

において措置している。

一、現在、法制的助成については、事業協同組合に対し農業協同組合に与えていると同様の補助を中小企業近代化資金助成法により与えることができるので、中小企業等協同組合法を改正する予定はない。

二、工作機械、産業機械の中小企業向けリースを事業とする事業団構想については、現在なお検討中であるが、その検討にあたつては、請願の趣旨について十分な配慮を加えることとした。

国の助成率については、補助金等合理化審議会の「補助金制度に関し改善合理化をはかるための方策」についての答申(昭和三十八年十二月二日)の趣旨により補助率の引き上げは困難とは思われるが、なお慎重に検討したい。

電気工事業法の制定については、一般用電気工作物の保安、電気工事業界の実態等を調査するとともに、電気工事士法および建設業法との関連を慎重に検討してきたところであるが、時間的制約その他の事情から第四十八回国会への政府提案は、見送ることとした。

一、石炭需給体制の確立

政府は、従来、第一次石炭鉱業調査団の答申に基づき閣議決定された石炭対策大綱にしたがい、電力・鉄鋼・ガス部門に対する長期引取体制の確立その他の需要確保対策を進めてきたが、今後は、第二次石炭鉱業調査団の答申を尊重して、従来からの路線をいつそう強力に推進するとともに、電力用炭代金精算株式会社を電力用炭販売株式会社に改組・強化して、価格の安定、供給の円滑化のための体制をさらに整備することとしている。

二、道路整備、通信施設の整備、団地造成等産

業基盤の整備

(一) 産炭地域における道路の整備については、石炭鉱業調査団の答申の趣旨を尊重して、積極的にその整備拡充を図ることとしている。とくに北九州産炭地域周辺の主要道路等産炭地域の幹線道路については、早急に整備すべく計画、実施中である。また、産炭地域内の工業用地造成、産業の立地等に関連する道路については、市町村道も含め、その建設、整備を促進することとしている。

(二) 産炭地域における通信施設の整備については、京浜、阪神等わが国経済の中心地との市外通話の即時化を推進するとともに、加入電話の需給関係の改善を図るため、電話局の整備を図るよう努力していきたい。

(三) 産炭地域における工業用地の造成については、引き続きこれを推進することとするが、今後、産炭地域振興事業団の土地造成事業について造成用地の代金支払期間の延長等の措置を講ずることとする等低廉用地の供給に努めることとした。

三、企業誘致の積極的促進

企業誘致の促進については、産炭地域振興事業団による設備資金の貸付け、工業用地の造成をはじめとする税制、金融面での優遇措置、商工会議所による企業誘致のあつせん等の従来からの施策をさらに積極的に推進するとともに、今後は、地域振興の中核となるべき企業を導入するため、昭和四十年年度から産炭地域振興事業団の資金量の拡大と融資限度、融資比率等融資条件の緩和を実施したところである。

四、国営企業施設産炭地移転の実施

政府関係施設の産炭地域への移設については、これまで筑豊飯塚地区への自衛隊移駐をはじめ数件の実現をみているほか、政府関係工場に準ずるものとして、九州フィルター工

業(株)および美唄炭業(株)の二企業が産炭地域に進出しているが、今後ともなおその実施に努力していきたい。

五、公共事業の高率補助等町村財政援助の強化
産炭地域における公共事業の促進を図るため、昭和四十年から道県については地方債の利子補給、市町村については一定の事業について国の負担割合を引き上げる措置を講ずることとし、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十四号)を制定公布した。

六、産炭地域振興事業団の業務範囲の拡大
産炭地域振興事業団の業務として昭和三十八年度からボタ山処理事業を追加したが、昭和四十年年度においても昭和三十九年度に引き続き同事業団に産炭地用水の調査を行なわせており、業務範囲の拡大については、今後とも検討していきたい。

七、鉱害復旧の積極的促進
鉱害復旧の促進対策については、従来、鉱害復旧事業量の大幅な拡大と併行して、鉱害農地の宅地等への転用復旧、賠償義務者不在の場合の鉱害の無資力鉱害扱い、農地復旧制限額の引き上げ等による復旧事業の円滑な実施を図るとともに、閉山炭鉱の増加に対処して、復旧を促進すべき地域の指定による復旧体制の整備を図ってきた。さらに、昭和四十年度においては、鉱害復旧費の値上りによる賠償義務者の過重の負担を矯正するため、国等の補助の割合を引き上げることとした。しかし、今日、なおばう大な鉱害量が累積残存し、鉱害復旧の積極的促進の必要性が一層高まっている実情なので、昭和四十年度において、全国鉱害の実態を調査し、石炭鉱業審議会に鉱害対策部会を設置して、実情に即応した鉱害復旧促進対策を確立し推進する方針である。

八、就労対策の強化

石炭鉱業の近代化合理化を推進する過程において多量に発生した炭鉱離職者については、移住資金の支給、雇用奨励金の支給、就職促進手当の支給、再就職奨励金の支給、離職金の支給、再就職計画の策定等の措置を講じ、その再就職、生活の安定に努めてきた。石炭鉱業の合理化、近代化の進捗状況から考え今後もある程度の合理化解雇者の発生は不可避であるので、今後とも従来どおりの合理化離職者対策を実施するものとするが、炭鉱労働者対策が、過剰雇用の縮小から必要な労働力の確保へと変化したのに応じて、就職困難な者に重点をおいて行なうこととした。

九、関連中小商工業者の援助強化
産炭地域の関連中小商工業者対策としては、今後とも信用補完上の特別措置の活用、中小企業金融公庫、国民金融公庫からの特別融資の確保等により、その立直りを助成することとしている。

最近における航空需要の増大、航空機の大型化、高速化に対応して、航空の安全を確保し、利用旅客の利便の向上と航空機の能率的運航を図るため、今後、既設空港施設の整備改良、航空保安施設の整備強化等を積極的に推進するとともに、航空輸送体制の確立、航空企業の経営基盤の強化を図り、航空の安全に資する所存である。

なお、昭和四十年度においては、旭川、紋別両空港の建設工事を継続施行し、函館、仙台、秋田、釧路の各空港の改良整備、新潟空港の災害復旧工事を進め、釧路、利尻、札文等について、空港整備のための調査を実施することとしている。

東北本線の複線化については、福島・岩沼間および盛岡・青森間を除いてはほぼ完成し、目下

空港整備促進に関する請願(第二〇号)

運輸省

東北本線並びに奥羽本線の複線化、電化及びこう配改良工事促進

同

進に関する請願(第二一号)

三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に
関する請願(第一〇四号)

日本国有鉄道第三次投資計画実
現に関する請願(第二二二号)

名古屋港高潮防波堤建設に伴う
犠牲小型船業者の救済融資措置
に関する請願(第一六四号)

同

同

同

残区間を鋭意工事中である。

電化については、目下仙台・盛岡間を工事中である。奥羽本線の複線区間は現在、秋田・追分間のみであるが、昭和四十年から福島・米沢間、米沢・秋田間、追分・弘前・川部間についてもあい路部分から着工する予定である。

電化については、第三次長期計画において秋田・青森間を完成する予定である。

一、大間鉄道(大畑・大間間)については、昭和十四年頃に一部着工したことがあるが、その後中止したまま今日にいたつてゐる。建設については、今後研究したい。

二、久慈線(久慈・宮古間)および盛線(釜石・盛岡)については、昭和四十年から路盤工事に着手する予定である。

三、気仙沼線(本吉・前谷地間)については、路盤工事実施中である。早期完成には、十分努力したい。

四、石巻・柳津間については、鉄道敷設法予定線に該当していない。予定線編入については、今後研究したい。

国鉄の新長期計画については、国鉄基本問題懇談会の意見書の趣旨に沿ひ、昭和四十年度を初年度とする七箇年計画で既に実施の段階に入つたところである。

この計画によれば、山陰線については、輸送力の行き詰まつてゐる区間の複線化および京都、園部間の電化を実施することとしている。

複線化を全線にわたつて行なうべきかどうかは、今後の輸送需要の伸び等を考慮して善処する予定であり、この計画の完全実施のため最大の努力をばらうこととしている。

名古屋港高潮防波堤の建設に伴う小型船舶業者の救済方については、昭和三十九年六月二十五日請願者より運輸大臣あて陳情があり、直ちに

奥羽本線十文字駅舎改築並びに
貨物ホーム整備促進に関する請
願(第一七三号)

同

に陳情項目に基づき、次のように懸案の解決を図つた。

(一) 小型船舶用避難施設については、昭和三十九年度に予算措置をほどこし、既に着工している。

(二) 低能力小型船舶を港湾工事従事船として雇用の件については、既に実施している。

(三) 昭和三十九年度台風期後において、開口部を小型船舶の安全航行可能な状態に拡張するための工事は、昭和四十年二月に完了している。その後、前記陳情ならびに昭和三十九年十月二十七日同請願者による運輸大臣あて請願にみられる小型船舶の航行能力改造工事資金として、五億円の融資あつせんについては、東海海運局長、第五港湾建設局長および名古屋港管理組合副管理者の間で検討を行なわせ、その結果に基づいて中小企業金融公庫名古屋支店とも折衝の結果、昭和三十九年十一月二十五日請願者に対し公庫側の意向を東海海運局長より伝えた。翌二十六日、さらに請願者を含め関係者同道の上、公庫側と折衝を行なつたが、同公庫はその趣旨を了として借入希望者の経理状況、返済能力の有無について調査検討を行なうことを約している。一方、現地機関においても、付保条件などについて、検討を行なつてきた。また、犠牲小型船舶に対する政府補償の措置については、請願者と第五港湾建設局との間に折衝が行なわれ、昭和四十年三月政府補償について妥結をみている。

十文字駅の駅舎改築ならびに貨物ホームの整備については、現在国鉄の工事経費はきわめて窮乏で直接輸送力増強に寄与するものに重点をおいて施工している関係から、駅舎の改築を早急に実施することは困難な実態にある。また、貨物設備の整備についても予算事情は同様であるが、差し当り昭和四十年度は、貨物通路、積

磐越東線における準急列車増強に関する請願(第二三四号)

同

昭和四十年年度の車両増備状況その他の関係から、準急列車の増発は困難である。しかし、磐越東線の準急はきわめて乗車効率もよい状況にあるので、今後とも、混雑緩和を図るよう努力したい。

丸森線、野岩羽線及び只見線の早期建設に関する請願(第二三五号)

同

丸森線は福島より丸森を経て槻木に至る延長約五十六キロメートルの路線であり、目下槻木・丸森間の一部において路盤工事実施中である。また福島方についても、昭和四十年年度から一部用地買収を実施する予定である。

野岩線は、今市・会津滝原を結ぶ延長約五十キロメートルの路線であり、滝原・上三依間については、昭和四十年年度から一部路盤工事に着手する予定である。

只見中線は只見・大白川を結ぶ延長約二十四キロメートルの路線であり、昭和四十年年度から一部路盤工事に着手する予定である。

鳥取県境港新港整備五箇年計画促進に関する請願(第二三六号)

同

境港は新港整備五箇年計画(昭和四十、四十四年度)において総額約十三億円をもつて外港地区に一万トン岸壁一バース、五千トン岸壁二バースおよび道路等、境地区に道路、大江長島地区に物揚場の整備を行なうことを予定している。また、起債事業をもつて外港地区九十二万平方メートルの土地造成(事業費約十億円)を行なうことを予定している。

昭和三十九年度は、事業費三億円をもつて一万トン岸壁、道路等の整備を図ることとしており、昭和四十年年度も引き続き事業費約三億円をもつて一万トン岸壁、道路等の整備を行なう予定である。また、起債事業をもつて、昭和三十九年度は四十三万平方メートル(事業費五億円)の土地造成を行ない、昭和四十年年度には四十五万平方メートル(事業費五億円)の土地造成を行なう見込みである。

国鉄の第三次長期計画推進に関する請願(第二五二号)

同

これにより(一)九米岸壁二バースは、昭和四十年年度末をもつて効用開始が可能となる予定である。

国鉄の新長期計画については、国鉄基本問題懇談会の意見書の趣旨に沿い、昭和四十年年度を初年度とする七箇年計画で既にその実施の段階に入つたところであり、この計画の実施に要する資金確保のため財政投融资の増額、過度の公共負担の是正、運賃改訂等について、なお、現在検討中であるが、政府としてもこの計画の完全実施のため、最大の努力をほらうこととしている。

総合観光開発推進に関する請願(第二五三号)

同

一、長期経済計画に対応する観光施策については、昭和三十八年七月内閣総理大臣から観光政策審議会に諮問を發し、同審議会において目下審議中であるが、国際観光については、海外観光宣伝の強化、外客受入体制の整備、国際観光ルートの整備等により、オリンピックを契機として得られた我が国国際観光の成果を土台にして、今後一層の振興を図ることを考えている。また、国内観光については、従来一部富裕層の物見遊山のものと考えられがちであったが、近時社会生活の緊張緩和の必要から国民大衆のものとなつてきたので、勤労者階級が自由に観光旅行できるよう、低廉な宿泊施設の整備、未開発観光資源の開発等の措置をとることを考えている。

二、国際観光地および国際観光ルートについては、昭和三十九年九月観光対策連絡会議において、国際観光候補地および国際観光候補ルートが概定され、その整備方針案については、関係各省庁の協議により作成することとなつている。

政府は、これらの候補地、候補ルートおよび整備方針案について、観光政策審議会の意見をきき決定することとしている。

三、我が国観光の振興のためには、宿泊施設等の旅行施設および鉄道、道路、空港等の観光基盤施設の整備が必要であるが、これらについては、国際観光地、国際観光ルートの総合的形成、観光旅行者の過度の集中の緩和、低開発地域の観光開発等の見地から計画的に整備する必要がある。国の基本計画を基本とする地方計画、県計画、地区計画の樹立については、今後検討したい。

四、観光に関する重大な問題点として、観光客の季節的および地域的な集中の問題があるが、季節的集中緩和については、オフシーズン対策の強化により対処し、地域的集中の緩和については、低開発地域の観光開発を中心として、未開発の観光適地を積極的に開発することが必要である。

なお、観光開発に際して、自然的観光資源が破壊されることが考えられるので、これが対策についても検討したい。

五、観光開発に際して自然人文等の観光資源が破壊される事例が最近起つており、これについてはまず現行法令の運用強化により措置することが必要である。また、最近、政府および有志国会議員の間で古都における歴史的風土の保全を目的とする特別法の制定について検討されているが、運輸省としても、観光資源保護の観点からこのような動きには積極的に協力したい。

六、国が観光政策の樹立整合を図るためには、観光政策審議会が置かれ、また政府部内においては、各省間の調整のため観光対策連絡会議がおかれている。今後、国、地方公共団体、関係民間団体および民間企業を包含した調整機構を設けるかどうかについては、慎重に検討したい。

七、鉄道、道路、港湾等の観光基盤施設の整備については、それぞれ計画的整備が図られているが、今後観光の観点到立つて整備が図ら

国鉄第三次長期計画の資金確保に関する請願(第二九〇号) 同

東北本線北上、六原両駅間に簡易駅設置の請願(第四二二号) 同

特定郵便局局舎の整備促進に因する請願(第三二二号) 郵政省

れるよう努めたい。旅行関係施設については、ホテル旅館に、国際観光振興の見地および地域開発の見地から財政融資を行なつており、公営ユースホステル、案内施設、休憩施設の整備については、国の補助金により地方公共団体が整備を行なつていく。

なお、観光関係事業者の新規観光開発に用する金融の容易化のための観光事業財団抵当制度の創設については、慎重に検討したい。

国鉄の新長期計画については、既に昭和三十九年十一月二十七日国鉄基本問題懇談会において、その計画の必要を認め意見書が提出され、その後、経済閣僚懇談会および閣議においても了解を得て既に実施の段階に入つており、政府としてもこの計画の完全実施のため、最大の努力をほらうこととしている。

東北本線北上、六原間新駅設置について、要望の地点は比較的駅間距離が短かく、また東北本線の複線化も盛岡まで全部が完成していない現状から、輸送力に及ぼす影響も少なくないと考えられるので早急の設置は困難と思われるが、なお線増工事の進捗よくその他とらみ合せ検討したい。

借入特定郵便局舎の改善整備については、普通局に準ずるような比較的大規模の集配局ならびに私人等の経済的負担をもつては、その改善が困難な局の局舎については、国費により、それ以外の大多数の局舎については、その所有者の負担により、これを行なうことを方針としている。

この基本方針に則り、従来民有借入れによつていた特定郵便局舎であつても、国費をもつて改善整備することが適当であるものについては、毎年度郵政業務の事情等を考慮のうえ、計

福島県内の電話即時化に関する
請願(第一五六号)

同

画的に順次整備を計つて行くとともに、他方、今後とも民有借入れを予定する特定郵便局舎については、その所有者により改築できるよう整備を促進することとしている。この見地から、昭和三十八年度以降緊急暫定措置として、地方債転貸の方法により局舎改善資金として、関係府県を通じて簡保積立金をこれら局舎の改築を行なう者に貸し付けてきたものである。しかしながら、これら局舎の改築の必要性は、恒久的なものであるで、地方公共団体をおさない方法でこの問題を解決することとした。昭和四十年年度からは、その所有者が民間銀行から改築のための長期資金を借り入れることができるよう、郵政省は目下関係銀行および資金の借入側の話し合いのあつせんをしていくところである。したがつて、今後、借入特定郵便局舎の改善整備は、これらの方法等により総合的に促進されていくことになる。

市外通話サービスの改善については、昭和四十七年度末までに市外通話のほとんど即時通話とすることを目標に努力しているが、そのためにはほり大な経費を必要とし、一挙にこの目標に到達することは到底困難であるので、公社においては通話度数、緊急度ならびに関係局の局内、外設備状況等も勘案のうえ逐次即時化を実施することとしている。福島県内の即時化、特に新産業都市地域関係についてもその方針にもとづき検討を進めている。しかしながら関係局の局内、外設備等の関連もあり、主要区間全部を直ちに即時通話とすることは困難であるが、長期計画により逐次要望にそつよう努力していきたい。

松山郵政局庁舎新築に関する請願八件(第六〇八・六〇九・六一〇・六一一・六一二・六一三・六一四・六一五)

同

松山郵政局庁舎の新築については、昭和四十年年度予算において鉄筋コンクリート造延八千九百平方メートル(二千六百九十坪)の規模をもつ

九・七〇〇・七〇一(号)

全国一律最低賃金制の即時確立
促進に関する請願(第五八号)

労働省

て成立したので、実施方別途取り運び中である。

一、最低賃金制のすめ方に関しては、労使公益三者構成の中央最低賃金審議会から、昭和三十八年八月「最低賃金制の今後のすめ方に関する答申」ならびに昭和三十九年十月同答申に基づく「最低賃金の対象業種および最低賃金額の目安について」の答申があり、政府としては、これらの答申を十分尊重し、最低賃金制の実効ある拡充に努めている。

二、昭和三十八年八月の中央最低賃金審議会の答申にも述べられているように、その一応の目標点である昭和四十一年度末ごろには、適用労働者数もかなり拡大され、経済の成長と相まつて中小企業労働者の賃金も相当程度改善されるであろうと考えられるので、その時点以降の最低賃金制のあり方について、全国全産業一律方式を含めて、改めて総合的に検討することとしたい。

右に同じ。

右に同じ。

全国一律最低賃金制の即時法制
化に関する請願二件(第五二
五・六〇〇号)

全国一律最低賃金制の即時確立
等に関する請願二件(第五二
六・六〇一号)

同

同

炭鉱離職者緊急就労対策事業の
予算措置等に関する請願(第七
〇三号)

同

一、二、および三、炭鉱離職者緊急就労対策事業就労者の就職促進については、政府は従来から通常の職業紹介のほか、広域職業紹介、転職促進訓練等を実施して早期の常用就職に努め、その職業と生活の安定を図つてきたところであるが、昭和四十年年度においては、さらにその就職を促進するため、現在失業対策事業就労者に対してのみ実施している雇用奨励制度を炭鉱離職者緊急就労対策事業就労者についても実施することとし、就職支度金の

じん肺患者救済に関する請願 同
(第二三七号)

貸し付けおよび雇用奨励金の支給を行なうこととしてゐるところである。

なお、昭和四十年炭鉱離職者緊急就労対策事業の事業規模については、同事業に就労する者の最近の再就職の状況等を勘案して決定したところである。

四、炭鉱離職者臨時措置法附則第十六条の規定により昭和三十九年十二月十八日以降、同法の適用が受けられなくなる炭鉱離職者緊急就労対策事業の就労者については、これらの者の再就職の状況にかんがみ、同日以降昭和四十三年三月三十一日までの間に限り、予算措置によつて従前の例により、なお引き続き炭鉱離職者緊急就労対策事業を実施することとし、既に昭和三十九年一月二十一日閣議決定したところである。

一、二、四から七、労働者災害補償保険制度の改善については、労働者災害補償保険審議会の答申(昭和三十九年七月二十五日)その他各方面からの要望に基づき、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三百三十号)を制定公布した。この法律においては、保険給付の大幅な年金化を中心とする制度の改善を行なうとともに、労働基準法の規定による平均賃金の額が不適当と認められる場合には給付基礎額を別に定めることができることとする。通院の長期療養者に対しても療養を給付し、傷病給付の年金額を改めること、遺族給付の通減制度を廃止し、一般の遺族と同一の遺族年金を受けることができることとする。各種社会保険の給付との間で合理的な調整を図ること、休業補償費および療養補償費の少額給付についての不支給ならびに事業主の責めに帰すべき事由による支給制限を廃止すること、遺族年金受給者に一括払いをする暫定措置を設けること等

身体障害者に対する強制義務雇用及び最低賃金制実施に関する請願(第五七号)

同

保険給付の全般にわたつて、改善を行なつてゐる。

三、右に同じ。

なお、せき損患者およびじん肺患者について、特に業務外の私傷病についても、労災保険法による補償その他の措置を行なうことは、労災補償の建前から困難である。

八、から十一、被災労働者およびその家族の援護措置については、身体障害者の職業補導・授産のための身体障害者作業所の設置が昭和四十年八月から予定されており、さらに、リハビリテーション施設や労災援護金の制度等保険施設の充実強化を図ることとなつてゐるほか、その他の援護措置についても、目下鋭意検討中である。

十二、および十三、じん肺患者の予防、健康管理についてはじん肺法により、その万全を期しており、業務災害補償については、労災保険法によつてゐるが、災害補償を統一に行なうことが望ましいので、じん肺患者のみを対象とした特別立法を考へない。

一、身体障害者の雇用を促進するためには、身体障害者の労働能力の向上に努めるとともに、雇用主の理解と協力が得られなければ、身体障害者の職場への定着性を低下させるおそれもある。眞の雇用の促進と安定をもたらすことにはならないものと考えられる。このため身体障害者に対する公共職業訓練、適応訓練の整備充実を図り、その労働能力の向上に努めるとともに、官公庁等をはじめ、民間事業所についても身体障害者雇用率を設定して、これら雇用率の達成を図つてゐるところである。

二、身体障害者雇用率は、原則として、官公庁等の機関については一・五パーセント、民間事業所については、一・一パーセントと定められてゐるが、最近における身体障害者雇用

率はそれぞれ一・四〇パーセントおよび一・一〇パーセントとなつており、おおむね所期の実績を挙げつつあるところである。したがつて、今後とも雇用率の達成について努力するとともに、その雇用率については、身体障害者雇用審議会の意見を尊重して行ないたい。

三、除外職員等を設けた趣旨は、身体障害者雇用率の適用によつて、これらの職に一律に身体障害者を採用すべきものとすることは困難であるとの見地から定めたものであつて、これらの除外職員等の職について、身体障害者の就業を制限する趣旨ではなく、特別の支障のない限り、これら除外職員等の職についても、身体障害者を採用するよう指導勧奨しているところである。

四、事業場における労働者の安全就業を確保するため、労働基準法および労働安全衛生規則等によつて、使用者に対し、安全管理体制の確立、職場環境の整備、機械設備の防護などについて規制しているところであるが、さらに安全就業の確保のために必要と認められる場合には、労働者の適正配置等についても指導を強化していきたい。

五、身体障害者については、適切な職業訓練の実施、職場管理の適正化等と相まつて、最低賃金制の実施にあつても、できる限り、一般の労働者と同様に取り扱われるよう、努めて

失業保険の適用範囲の拡大充実に
関する請願(第九六号)

同

いきたい。

六、身体障害者職業訓練については、従来八カ所の身体障害者職業訓練所において訓練を行ない、その施設・設備の拡充整備を行なつてきたところであるが、昭和三十九年度においてはさらに、北海道に一カ所(五職種、訓練人員百人)新設したところである。また、このほか職業安定法に基づく職場適応訓練を身体障害者に積極的に活用せしめることとして、今後とも身体障害者の労働能力の向上を図るため、職業訓練施設の整備拡充に努めていきたい。

七、身体障害に係る更生医療については、現在身体障害者福祉法に給付制度が設けられているが、リハビリテーション技術の向上に伴う更生医療の進歩については、積極的にその成果を取り入れる方向で医療の改善を図るべく検討を進めている。また、身体障害者に対する生活保障については、当面、国民年金制度、生活保護制度等既存の関係制度の充実によつて、そのいつその強化を図つていきたい。

農林水産業に雇用される労働者は、おおむね季節的に一定期間しか雇用されず、また、雇用関係、賃金支払関係が必ずしも明確でない。かかる実情のもとにおいては、これらの者に失業保険の適用範囲を拡大し全面的に適用すること

季節労働者の失業保険受給資格
延長措置中止に関する請願四件
(第四二九・五五八・五八七・七
八九号)

同

は技術的に困難な点が多く、かつ、その季節性により保険財政上も過重な負担が予想されるので、現状においては、現行どおり任意適用とし、その加入認可に当たつては、雇用の実態に即した運営を図つていきたい。

現在直ちに失業保険法を改正し、受給資格期間を延長する考えはない。しかし、最近の雇用情勢は好調であるにもかかわらず、季節的労働者の失業保険金の受給人員および受給額は年々増加の一途をたどつており、保険財政上も放置できない状況にある。また、これらの労働者は、季節的循環的に予定された失業を繰り返すものであつて、事故の発生に偶発性を要する保険の建前からみて疑問があるばかりでなく、雇用の安定、労働力の有効活用の見地からも問題が多いので、通年雇用の促進、早期再就職の促進等運用面の改善を図るとともに諸般の検討を進めているところであるが、離職者の生活にも影響する重大な問題であるので、その取り扱いについては、慎重を期していきたい。

同

季節労働者の失業保険打ち切り反
対等に関する請願(第五二四号)

一、現在直ちには季節的臨時的労働者に対する保険給付を打ち切ることとは考えていない。しかし、季節的循環的にいわば予定された失業を繰り返す季節労働者については、失業保険制度の趣旨からみて問題があるので、その取り扱いについては諸般の検討を進めているところであるが、離職者の生活にも影響する重

緑川並びに関連支派川の改修事
業促進に関する請願(第九号)

建設省

大な問題であるので、その検討に当たつては慎重を期していく所存である。また、失業保険の給付内容について、従来からその改善に努めて来たところであり、現段階においてもほぼ妥当な水準に達しているものと思われるが、今後も雇用失業情勢の実態に即して改善を図ることとしたい。

二、最低賃金制のすめ方に関しては、中央最低賃金審議会の答申に則り、最低賃金制の実効ある拡充に努めているところである。

三、社会保障の一般的拡充改善を行なうべきことは、健全な福祉国家発展の見地から当然のことであり、鋭意努力していく所存である。

川口市等の低地地域における内水等による被害の実状にかんがみ、昭和四十年より小規模河川改修事業として緑川の改修に着手する予定である。

鳥取県千代川の一級河川指定等
に関する請願(第二一九号)

同

千代川の一級河川の指定については、今後検討したい。また、請願の区間については、現在補助事業として改修工事を施行中であり、直轄工事区域とすることについては、一級河川に指定された場合において改めて検討したい。

鳥取県千代川水系の一級河川指
定に関する請願(第二二〇号)

同

千代川の改修については、新治水事業五箇年計画に基づき促進を図る方針である。また一級

東北自動車道の早期着工に関する請願(第二号)	同	河川の指定については、今後検討したい。
関東ローム地域の道路整備特別立法等に関する請願(二件)(第一三一・二〇〇号)	同	東北自動車道については、中国、九州、北陸の各自自動車道とともに昭和三十九年六月予定路線の決定をみたが、各自自動車道とも引き続き基本計画、整備計画を策定するための第二次調査を実施中であり、この調査の結果を検討の上緊急を要する区間について昭和四十年から着工する方針である。 一、建設省土木研究所道路部土質研究室において調査研究し、その対策の確立を図ることとしたい。 二、現行制度として路床の改良、舗装新設事業を含む現道舗装および路面補修に必要な建設機械等について、国の助成対策があり、これらの事業を促進することにより、十分効果が期待されると思料するので、現在特に単独立法の措置は考えてない。
奥州中部、北上山地縦貫産業開発道路早期着工に関する請願(第二九一号)	同	奥地等産業開発道路整備臨時措置法による奥地等産業開発道路は関係行政機関の長および関係都道府県知事の意見を聞いて、昭和四十年三月三十一日に指定した。 本路線の一部についても、奥地等における産業開発の総合的效果を発揮するために必要な一般都道府県道に該当する区間について、路線指定が行なわれている。したがって、これらの区
道路整備措置に関する請願(第四四八号)	同	間については昭和四十三年度までに、開発効果が期待できるよう道路整備の促進を図りたい。 一、(一) 新道路整備五箇年計画においては、地方道関係の事業費の一般道路事業費に占める比率を引き上げ、地域格差の是正、地方産業の開発を促進することとし、局部改良、現道舗装等を活用し大幅な事業の推進を図りたい。 (二) バス路線の確保については、その重要性にかんがみ、車両制限令対策事業に対する国庫補助および地方交付税の増額等について検討の上、請願の趣旨に沿うよう努めたい。 (三) 昭和四十年一月二十九日閣議決定された奥地等産業開発道路整備計画に基づき、その整備の促進を図りたい。 二、請願の趣旨に沿うよう十分検討したい。 三、交通安全施設のうち道路標識については、昭和三十九年度国庫補助事業(五億九千六百万円)として主要地方道以上の案内標識の整備を完了したい。昭和四十年度も引き続き防護柵について、事故多発地点等緊急を要する箇所を国庫補助事業(四億円)をもつて、重点的に整備することとしている。また、踏切道の構造改良および立体化、歩道の整備ならびに横断歩道の立体化等については、従来どおり改築事業によつて、整備を促進する予定

関越自動車道の早期建設に関する請願(第八〇五号)

同

である。
四、高速自動車道路網については、国土の均衡ある発展を図る見地から既に法律で定められている国土開発縦貫自動車道を含め全国的な道路網として調査検討中であり、可及的すみやかに成案を得るよう努めている。
なお、成案を得たうえは、既に着手中の高速自動車道路の進捗よくと既存の道路網整備計画との調整をはかりつつ、建設の促進を図りたい。

関越自動車道については、昭和三十九年度千二百万円の予算をもつて調査を開始し、空中写真測量、計画線調査、経済調査等を実施しているが、昭和四十年以降も引き続きこれらの基礎調査を行なうこととしているので、これら調査の結果をまつて、予定路線を定めるよう考慮している。

自治省

発電水利使用料は、特定財源的性格を有するものであり、かつ、その額は県間に著しい懸隔があるので、地方交付税の性格上、その算定にあつて発電水利使用料を算入することを撤廃することはできないが、その算入の合理化については、なお検討したい。

町村職員の低賃金改善に関する請願三十七件(第五四八・五四九)

同

一、地方公務員は、住民全体の奉仕者であることにかんがみ、公共の福祉の見地から労働基

九・五五〇・五五一・五六一・五六二・五六三・五六四・五六五・五六六・五六七・五六八・五六九・五七〇・五七一・五七二・五七三・五七四・五七五・五七六・五七七・五七八・五七九・五八〇・五八一・五八二・六一七・六一八・六一九・六二〇・六二一・六五七・六五八・六八七・六八八・八四〇・八四一(号)

地方財政の窮乏打開に関する請願二件(第一三六・二〇五号)

同

本権が制限されているものであり、この現行の建前を変更する必要はないと考える。

二、および三、地方公務員の給与制度については、国家公務員の給与制度に準すべきことを累次にわたり指導してきており、特に、給与に関する条例、規則等の整備については、昭和三十九年七月三十一日付自治公第四十三号行政局長から知事あて「地方公共団体における人事管理規程等の整備について」通知し、その整備を促したところである。なお、今後とも国に準ずるよう指導を続けてゆく方針である。

四、町村財政については、これまで低種地市町村にかかる地方交付税の傾斜的増額等を通じて、その充実、強化を図ってきたのであるが、町村財政の現況にかんがみ、今後においても、その健全化の促進に努力していきたい。

五、人事委員会が置かれていない地方公共団体における非現業の職員に対する労働基準の監督権限は、当該地方公共団体の長が公益の代表者という立場で行使することとされているのであるが、なお、将来の問題として検討することとしたい。

一、国、地方を通ずる財源配分の問題については、税制調査会等の意見をきいて、検討していく所存であるが、地方財政の現況から当面

地方財政計画の早期策定に関する請願二件(第一三七・二〇六号)	同	地方財政計画の早期策定に関する請願二件(第一三七・二〇六号)
人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願二件(第一〇一〇・二八七号)	同	人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願二件(第一〇一〇・二八七号)
地方公務員の給与改定の財源措置に関する請願二件(第一〇二・八二三号)	同	地方公務員の給与改定の財源措置に関する請願二件(第一〇二・八二三号)

必要な財源措置として地方交付税の繰入率を〇・六パーセント引き上げて二十九・五パーセントとした。	二、直轄事業の負担金については、行政責任の明確化および財源の負担区分の問題として検討している。	三、地方債の償還期限の延長については、昭和四十年代から上水道事業にかかるものを五年延長して昭和三十年としたところであつて、今後なお、金利の引き下げ等地方団体の負担の軽減合理化に努力していきたい。	なお、道路事業に対する財源措置については、今回直轄事業分について、地方債を充当することとした。	四、補助金の算定方法の合理化等については、さらにその実情の調査を行なつて、所要の措置を講じることとしたい。	地方財政計画については、国の予算編成の終了と同時にその策定を終えることは技術的に困難であるが、その性格にかんがみ、できる限り早期の策定を図つていきたい。	地方交付税の増額配分により、財源措置を行なつた。	右に同じ。
---	---	---	---	---	--	--------------------------	-------

農林業に基盤を持つ町村の財政確立に関する請願二件(第一二五・一九四号)	同	地方交付税の税率引き上げに関する請願百二件(第五四七・五八三・五八四・五八五・五八五・六一三・六一四・六一五・六二二・六四三・六四四・六四六・六五九・六七三・六七四・六七五・六七六・六七七・六七八・六七九・六八〇・六八一・六八二・六八三・六八四・六八五・六八六・八四二・八四三・八四四・八四五・八四六・八四七・八四八・八四九・八五〇・
-------------------------------------	---	---

農林業を基盤とする市町村等財政力の弱い市町村に対しては、従来から、地方交付税制度上、農業行政費の充実、低種地市町村にかかる態容補正係数の引き上げ等によつて、請願の趣旨の実現に努めてきており、その方向において地方交付税の算定方法を検討していきたい。また、住民税の課税方式統一による減収については、すでに減税補てん債の発行とその元利償還金に対する元利補給および地方交付税の基準財政需要額への算入によつて、激変緩和措置がとられているところである。	同	近年の地方財政の現況にかんがみ、昭和四十年から地方交付税の繰入率を〇・六パーセント引き上げて、所得税、法人税および酒税の二十九・五パーセントと改めることとした。
--	---	--

八五一・八五二・八五三・八五四・八五五・八五六・八五七・八五八・八五九・八六〇・八六一・八六二・八六三・八六四・八六五・八六六・八六七・八六八・八六九・八七〇・八七一・八七二・八七三・八七四・八七五・八七六・八七七・八七八・八七九・八八〇・八八一・八八二・八八三・八八四・八八五・八八六・八八七・八八八・八八九・八九〇・八九一・八九二・八九三・八九四・八九五・八九六・八九七・八九八・八九九・九〇〇・九〇一・九〇二・九〇三・九〇四・九〇五・九〇六・九〇七・九〇八・九〇九・九一〇・九一一・九一二・九一三・九一四・九一五・九一六・九一七号)

同

土地改良事業の一環として行なう県営圃場整備事業については、昭和四十年年度実施事業から後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律を適用し開発指定事業に加える予定で、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)が制定公布され、これに伴う同法律施行令の改正に

退職市町村職員の処遇改善に関する請願(第七四九号)

同

について検討している。

市町村の職員であつた者が受給している旧市町村職員恩給組合の退職年金条例および旧市町村職員共済組合法の規定による退職料等の年金については、普通恩給の年額改正に準じて改定するため、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三号)を制定公布した。また、旧町村職員恩給組合に加入していない市または旧市町村職員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けていない市の退職年金条例の規定による退職料等の年金については、普通恩給の年額改定に準じ、増額改定を行なうよう行政指導することとしている。

なお、市町村職員であつた者に対してのみ、恩給法の取り扱いと異なる取り扱いをすることは、困難である。

一、地方税の充実については、税制調査会においてもその必要性を認めているのであるが、この問題は行政事務の配分、国庫補助金の整理等との関連があるので、税制調査会、その他関係各方面の意見を聞きつつ検討していきたい。

なお、税制改正による減収対策については、地方財政の状況を勘案しつつ必要な措置を講じていきたい。

二、近年の地方財政の現況にかんがみ、地方財源の充実強化は緊要な問題であるので今回交付税の繰入率を〇・六パーセント引き上げて、二十九・五パーセントに改めた。

なお、後進地域の地方団体に對しては、地方交付税の傾斜的配分または地方債の増額等によつてその財源充實を図つていきたい。

三、零細な補助金等の整理統合ならびに超過負担等の解消については、毎年度その改善合理化をはかつていくところであるが、その実情を調査の上、さらにその方向で努力していきたい。

四、国の直轄事業または都道府県が行なう建設事業に伴う市町村の負担金については、行政事務の処理責任の明確化、およびこれに見合った経費負担区分の問題として、今後検討することとしたい。

なお、後進地域の地方団体の施設整備、行政水準の引き上げのための財源措置については、地方交付税および地方債の配分を通じて努力していきたい。

一、昭和四十年度における内陸工業団地造成事業に對する地方債の枠は五十億円であり、昭和三十九年度の二十五億円よりかなり増額されたが、今後とも事業の実情に応じ、増額について努力したい。

同

地方議會議員退職一時金制度の法制化等に関する請願(第二二四号)

同

二、政府資金については、地方債資金の現情および事業の性格、他の事業とのかね合い等から内陸工業用地造成事業に充当することは困難である。

三、内陸工業用地造成事業にかかる公営企業金融公庫資金は昭和四十年度においては三十億円であり、昭和三十九年度の十五億円に比較すればかなり増額されている。

四、交付公債および繰越資金については限られた資金の中でより大きな事業を遂行するためには、今後ともその積極的な活用を図らざるを得ない。

一、請願の趣旨にそつて検討中である。

二、地方交付税の増額配分、国の補助負担事業費節約に伴う関係事業費にかかる地方団体の経費支出の減少等により措置された。

三、町村道整備のための譲与税の付与および軽油引取税の一部の町村移譲については、現在の国道および府県道の整備のための財源は十分とはいへないことおよび現在の道路整備計画は国道、主要地方道および府県道の整備に重点をおいていること等を勘案すれば、いま直ちに、これを実施することは適當でない。しかし、町村道整備のための財源確保の必要性は十分に認められるのであつて、それについては、現在においても、新道路整備十箇年

内陸工業団地造成事業に對する
資金的助成の強化に関する請願
(第八〇六号)

計画に基づく負担額を基礎に毎年、地方交付税および地方債をもつて措置することとしている。

四、国民健康保険事業の事務費国庫負担については、従来から毎年その基準単価の引き上げを行なってきたが、今後ともさらに実情に沿うよう努力したい。

五、政令別表の基準については、財務会計制度調査会の答申の趣旨にそいながら当時の地方公共団体の実態を参考として定めたものであり、必ずしも町村の実態に即していないとは考えていない。

六、(一) 山村地域については、その自然的、経済的諸条件等から平坦部の農村地域の場合に対し、農業構造改善事業促進対策の推進上も特別の配慮を必要とすることにかんがみ、地域の実情に即した実施基準の弾力的運用、適切な基幹作目選定の指導等を通じて、その円滑な推進を図っていきたい。

(二) 農畜産物の価格の安定については、政府は、従来から米麦、畜産物等、農業産出額の約七割にのぼる農畜産物について、多額の財政支出を行なつて、これらの価格の安定を図るための施策を講じているが、今後、その重要性にかんがみ、その拡充強化を図る所存である。

(三) 農業後継者たる青少年が、近代的農業経

営の担当者として、必要な農業の技術または経営方法を実施に習得するに必要な資金を貸付けるため、昭和三十九年、農業改良資金助成法の一部を改正し、農業後継者育成資金の制度を設けた。この資金は、五十万円までを無利子で貸付けるもので、昭和三十九年度資金枠は四億五千万円であつたが、昭和四十年度はこれを十億円に拡げるとともに、資金の効率を一層高めるため貸付後の指導を強化するなど、これが拡充に努めている。

(四) 農業者に対する社会福祉措置のなほ一層の充実、基本的には一般的な社会保障制度の充実措置を通じて、期せられるべきものである。しかし、近年西欧諸国において一般社会保障制度に付加して、農民年金等の特別の制度を設け、農業構造改善を社会保障制度の側面から促進せんとする例がみられるにいたつていので、これらを参考とし、かつ既存の一般制度との関連を考慮しつつ検討したい。

(五) 農村青少年に対する研修教育は、農村青少年活動促進事業として、農業機械、経営技術、生産技術、ラジオ農業学校、農村青年建設班等を中心に実施してきたが、昭和四十年度は新規に農業専修学園研修、家族協定農業をこれに加える事業の充実を図っている。また、経営伝習農場の施設設備

を整備拡充し、農村青年研修館、農業機械化センターとの密接な連けいを図り地域の農村青少年教育研修センターとなるよう指導している。

(四) 農業高等学校における農業自営者養成のための教育を充実するため、昭和三十九年度から寄宿舎、実習施設、設備の整備を促進してきた。このほか、高等学校の農業教育について教育内容、実習施設等の改善充実、教員の現職教育等を実施してきた。また、国立大学農業系学科の拡充、改組および転換、統廃合を進めるとともに付属農場、施設、設備の整備をも促進している。

(五) 農業経営改善指導の第一線にある農業改良普及員について、経営に関する特技化その他資質の向上を図るほか、普及所の広域化、機動力の強化等鋭意その整備充実に努めている。

(六) 農山村振興対策については、年々国の助成内容を充実するように努めており、昭和四十年においては、圃場整備事業農道整備事業、山村振興林道事業など農山村振興の基本となる事業について補助率とを引き上げ、地元農山村民の負担の軽減を図っている。

(七) 昭和四十年において、農林漁業金融公

庫資金については、千二百四十億円(昭和三十九年度千七十七億円)、農業近代化資金については、七百億円(昭和三十九年度六百億円)に融資枠を拡大した。

(八) 農業生産資材については、政府は従来から、肥料、飼料等主要な農業生産資材について安定的供給の確保と価格の安定を図る施策を講じ、さらに農薬および農業機械化等についても、生産流通の合理化のための指導を行なう等農業生産資材の価格の安定に努めてきたところであるが、今後も、農業生産資材の価格が農業経営に及ぼす影響を考慮し、これらの価格安定のための施策の充実を図る所存である。

(九) 兼業化の過程において、兼業農家は、農業にとどまることを希望するものと農業に熱意を失い他産業へ転職を希望するものに分化する傾向が明確化しつつある。

そこで、農業にとどまることを希望する農家については、農業経営の改善と生産性の向上を図るため、大型機械による農作業の共同化、省力的な生産技術の普及等を推進することとし、他方農業に熱意を失い、他産業への完全転職を希望する農家については、労働行政と密接な連けいをとりつつ、その転職の円滑化のための措置を講ずるとともに、離職者援助のための措置を講ずることを検討したい。

昭和四十年八月十一日 参議院会議録追録(その二) 第四十七回国会において採択された請願の処理経過

(三) 農地制度については、現在の農業情勢に即応して、農地の流動化の観点と、農業経営の安定の観点をあわせ考え、根本的な検討を行なうこととした。

(四) 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の制定公布により請願の趣旨は達せられた。

第四号中正誤

へし 段 行 誤

五 一 末 国有販産

五 一 終わり 国会通貨

正 国有財産

国際通貨

昭和四十年八月十一日 参議院会議録追録(その二)

明治二十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(六)